

第九十四回国
参議院
文教委員会
會議録第七号

昭和五十六年四月十四日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動
四月十日

辞任
江島 淳君
藤井 孝男君
下田 京子君
補欠選任
浅野 拡君
吉田 実君
佐藤 昭夫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
降矢 敬義君
大島 友治君
世耕 政隆君
勝又 武一君
佐藤 昭夫君

委員

井上 裕君
山東 昭子君
田沢 智治君
内藤 三郎君
松浦 功君
小野 明君
粕谷 照美君
本岡 昭次君
柏原 ヤス君
小西 博行君

政府委員
文部大臣
文部政務次官
文部大臣官房長
文部省大学局長
文部省体育局長
田中 龍夫君
石橋 一弥君
鈴木 勲君
宮地 貫一君
柳川 覺治君

事務局側
郵政省電波監理
局長 田中眞三郎君
常任委員会専門
員 瀧 嘉衛君

説明員
労働省職業訓練
局訓練政策課長 野崎 和昭君

参考人
日本放送協合理
事 田中 武志君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○参考人の出席要求に関する件

○放送大学学園法案(第九十三回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十日、下田京子君、藤井孝男君及び江島淳君がそれぞれ委員を辞任され、その補欠として佐藤昭夫君、吉田実君及び浅野拡君が選任されました。

○委員長(降矢敬義君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に佐藤昭夫君を指名いたします。

○委員長(降矢敬義君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

放送大学学園法案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取すること、及び必要に応じて日本放送協会の役員を参考人として出席を求めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(降矢敬義君) 次に、放送大学学園法案を議題といたします。

本案は、先国会衆議院より可決送付され、当委員会において継続審査中の法案でございます。

先国会におきましては、趣旨説明を聴取し、質疑に入っておりますので、引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○本岡昭次君 放送大学学園法案の問題に入る前に、一言文部省の見解を聞かしていただきたいんですが、朝日新聞の四月十四日付でちよつと気になることが報道されています。日本の陸連が二年半前に、第一回八カ国対抗デサント陸上競技大会を開催して、数億円に上る決算報告がされないまま今日までできていないということで、日本陸連とそれからそのスポンサーの側で何かお互いに責任のなすりつけ合いをしているということで、監督官

庁である文部省の対応が注目されると、こうしたことが報道をされています。

突然の質問で申しわけないんですが、この状況について文部省の現在まで知っておられること、そしてどのような対応をされたか。えらい関係のないことで申しわけありませんが、ひとつ御説明を願いたい。

○政府委員(鈴木勲君) ただいまのお尋ねにつきましては、後刻調べましてお答え申し上げます。

○本岡昭次君 まあ突然のことですから、後刻の内容についてはひとつ調べていただいて、文部省としての対応の仕方についても説明を願いたい、このように思います。

それでは、まず基本的な問題から質問をいたしますが、放送大学学園は特殊法人として設立をされるのですが、どのような性格の特殊法人なのか。お話を願います。

○国務大臣(田中龍夫君) 放送大学学園法案のことにつきましては、文部大臣の権限についてお尋ねでございますが、放送大学の設置者としての特殊法人である放送大学学園に対して、主管大臣といたしましてその管理、運営について責任を負うという立場に基づいて、必要最小限度のものとして規定いたしましたものでございます。法案におきまして、学問の自由、放送番組編集の自由を侵すことのないように、十分配慮したところでございます。

○本岡昭次君 どういう性格の特殊法人ですかという御質問を申し上げております。

○政府委員(宮地貫一君) どういう性格の特殊法人かというお尋ねでございますが、実は放送大学の設置形態そのものにつきましては、国立大学とすることあるいは私立大学とすることについてもいずれも検討はいたしました。それぞれ基本的

に困難な問題があるということで、特殊法人として設立することにしたものでございます。その点は、衆議院の文教委員会におきまして小委員会においても、すでにこれはそれらの設置形態について御検討をいただいておりますものでございます。

そこで、基本的な点で申し上げますと、大学と放送局とを一体のものとして放送大学を設置するという観点からいいますと、放送法上の問題と大学の自治の問題との調整というような点について、この両者を一つのものとして設置をするという考え方で特殊法人としたわけでございます。特殊法人の一般論からすれば、これはそれぞれ法律に基づいて置かれるものでございますが、基本的な点で通常の特殊法人と違います点は、まず大学を設置しているという点がございまして、したがって、この特殊法人が放送大学を設置するという観点からいいますと、大学の自主性を尊重するということが必要でございますし、それに基づきまして種々法律の規定におきまして、学長の任命に当たって評議会の議に基づいて選考された候補者について理事長の申し出に基づいて文部大臣が行うというような、教員面での人事について大学みずから選ぶという形を基本的にとっているわけでございます。そのほか一般的な監督上必要な命令を行うに際しまして、財務または会計に関する事項に限定するというような点に配慮をいたしておるわけでございまして、それらの点が通常の特殊法人とは異なる性格と申しますが、そういう点を備えているということが言えるかと思ひます。

○本岡昭次君 後ほどもう少し深くお尋ねします。

そこで、現在の放送法は特殊法人のNHKそして営利法人の民放の二本立てでつくられております。いまお話しのように今回設立されようとしている放送大学学園も特殊法人、NHKも特殊法人ということになっているわけですが、しかし法律の中では放送大学学園を別立てで放送法の中に組

み込んで、第二章が日本放送協会、第二章の二を起して放送大学学園を入れ、その後民放が入ると、こういう仕組みになったわけで、同じ放送という事業を行う特殊法人ということと一つにまとめるということも考えられると私は思ひます。しかし、あえてそれを別枠にしているというところは、いままでの放送の秩序というんですか、特殊法人のNHKと営利法人の民放というところに新しいものがそこに入り込んだと、何か衆議院のいままでの議論の中では、いままで二本立てであったのが三本立てになったということだというふうに私は聞いたりもしているんですが、改めてそうした問題についての正確な政府側の答弁をお願いいたします。

○政府委員(宮地眞一君) 放送大学学園の放送でございますが、これはNHK及び一般放送事業者の放送とは異なりまして、学校教育法に基づく正規の大学である放送大学の放送ということになるわけでございまして、したがって大学の自治を保障するという見地から、放送法上の一般放送事業者とは規律の態様が異なるということと新たな一章を設けたわけでございまして、これは、いまも申しましたような、この放送大学学園の放送の持ちます特殊性という点に着目して、NHK及び一般放送事業者とは異なる取り扱いをすることとしたものでございまして、そういう意味で従来のNHKと一般放送事業者とは異なる規律を設ける放送事業者が新たに加わったという点では三本立ての体制になると言えるのではないかと思ひます。

しかしながら、この放送大学学園の行います放送は大学教育のための放送に限られるわけでございまして、この三本立てになったという点によりまして既存の放送秩序に与える影響というものは、これがきわめて限定された大学教育のための放送ということでございまして、放送体制の基本的な変革になるものではないと、かように私も理解をいたしているわけでございまして。

○本岡昭次君 郵政省の方からもお越し願っていると思ひますが、郵政省の立場からはいまの私の

質問に対するお考えはいかがですか。

○政府委員(田中眞三郎君) いま文部省の方から御説明がありましたとおりでございまして、私ども同じ考え方でございまして、放送大学学園が行います放送というものは、従来のNHKあるいは一般放送事業者の放送とは異なりまして、もっぱら学校教育法に基づく正規の大学教育に必要な放送を行うものであると、そしてその内容は大学の講義としての実質を有すると、そういう観点から大学の自治を高度に保障しなければならぬ、そういう考え方で、放送法上NHKあるいは一般放送事業者とは法律の態様を異にする必要があるということと、新たに一章を設けたわけでございまして。

主に異なる点と申しますか、放送大学学園について適用しましたところは、放送局の廃止及び放送の休止等に関する放送法四十三条及び四十八条の規定の準用は行っていないと、それから政治的公平等の番組編集集準則に関する放送法四十四条三項及び教育番組の編集等に関する放送法四十四条五項の規定は準用する、それから広告放送の禁止に關します放送法四十六条の規定の準用。しかしながら、たとえば番組基準の作成義務とかあるいは番組審議会の設置義務というようなものはNHKあるいは一般放送事業者には義務づけられておるわけでございますが、たとえば候補者放送等もそうでございますが、そういうものの義務づけは大学学園の場合には適用しないというようないことが主なる内容でございまして。

○本岡昭次君 そうすると、同じ特殊法人であっても、いまの説明では、それは学校教育法に基づき教育を行うことが主体であり、講義そのものが放送の中身になってくる、そういう内容の面からこれは別枠にしたということ。理由はいろいろあるにしても、二本立てが三本立てになったという形の上では間違いないわけですね、いかがですか。

○政府委員(田中眞三郎君) 形式上は一応従来のNHK及び一般放送事業者の中に学園が入ってまいりましたので、三本立てということでは言えるかと思ひますけれども、現在の放送の体系に対する根本的な変革と申しますか、大きくこの現在の放送体制を変えるものではないというふうに理解しておる次第でございまして。

○本岡昭次君 それでは、なぜその放送法の適用において放送大学学園を、先ほど説明がありました、一部のみ適用をしてそして全面適用から外したというこの説明がつかないんじやないんですか。放送法に基づいていま二つの体系があつて、そしてそこに新しいものを一つ組み込むと、しかも組み込まれたものは他の二つのままであつたNHKと民放が適用されておつたものでなくて、一部適用という形で持つてくる。そのところの説明がつかないと私は考えますが、いかがですか。

○政府委員(田中眞三郎君) 繰り返しますけれども、従来、国民の基盤と申しますか、聴視者全体の賛同を得て聴視者から集めました受信料の上に立つて広範な放送をして、特に公共的な立場から放送してまいりましたNHKと、それに民間の創意というものを、高度に創意工夫を働かしてらうと、コマーシャルベースの上に立ちました民間放送事業者の中に大学としての講義の内容を有する放送大学学園というものを導入しようとするわけでございますので、その意味では繰り返しますが、二本立ての体制の中にいま一つ大学教育としての実質を有する放送大学学園が入ったということとで三本立てになるかと思ひますけれども、現在の放送法の中の手直しと申しますか、そういうことで新しい大学学園を十分吸収すると申しますか、特別に変革を与えることなくやっていると申すわけで、私も放送法の附則の改正という形でこの学園法案の提案を申し上げている次第でございまして。

○本岡昭次君 三本立てになると思ひますが、おっしゃって、その後いろいろまた説明がついていて、何か結論はそうではないんだというふうな話になるんでわかりませんが、これはひとつ通信委員会の方でも放送法上の問題としてもっと突っ

込んだ専門的な論議を私は必要とは思いますが、いかがですか。これは文教だけでこの放送法上の問題の論議では不十分だと考えますが、郵政省としていかがですか。

○政府委員(田中眞三郎君) いままでの通信委員会でもいろいろ御議論がございました。たとえば放送法の根本的体制の変革であるという見方からしますと、放送法の附則の改正でやるということはどうとか、あるいはNHK、あるいは現在に對する非常に大きな影響があるというようなことで御議論があったわけでございますけれども、後ほど御議論いただくかと思えますけれども、私どももいたしましては、特にNHKに對する放送番組との関連、その他に對する影響等々も十分考えましたことでございますけれども、そういう観点から特に大きな影響はないという観点、それから附則での改正につきましては、これは法制局ともいろいろ打ち合わせたことでございますが、やはり放送を利用する大学ではございますけれども、まずその前に大学という形で、伺いますと、放送大学学園の授業というものは、放送により行うものが大半に申しまして三分の一と、それから印刷物等によって行います教育内容が三分の一と、スクーリング等大学として重要な面接等によります授業が三分の一、そういう形でやっておりますわけですが、やはり放送大学学園と、どういう大学をつくるのかというのがまず最初にまいりまして、その中で三分の一程度手段として放送を使うと、こういうこととございますので、やはり放送大学学園法案の中で附則として放送法を改正するというのが適當であるというふうな考えまして、御提案申し上げておる次第でございます。

○本岡昭次君 また改めてこの問題については深めていきます。

それでは郵政省の方にお伺いしますが、放送大学学園が新しくNHK、一般の民放と並んで放送の事業者となったわけですね、ここに入るといことは、そしていまテレビとラジオを一系列ずつ

放送するということになるわけですが、そこにその放送の事業者になるということは、現在NHKでも第一放送、第二放送とか、あるいはまたテレビでも総合テレビ、教育テレビの番組というふうな系列を二つずつ持つてやっていると状況を考えて、放送大学学園も将来この目的とする「当該大学における教育に必要な放送を行うこと」というこの目的に合致すると判断されるならば、放送の系列を二つ、三つというふうにならざるを得ないというふうなことも可能であるということになりますね。

○政府委員(田中眞三郎君) 放送大学学園の放送網がダブる可能性といえますか、そういう御質問だと思いますけれども、この学園法案の構想が出ましたのは昭和四十四年だったかと思えますが、文部省ともお話し合いの上、郵政省といましては四十四年以來テレビジョン放送及びFM放送用の周波数をそれぞれ全国一系統やりましようというところで留保してまいっておるわけでございます。この周波数を使いませば、いま現在文部省の方で考えております二百四十科目の開講が予定されているのでございまして、その間に放送大学学園の放送を円滑にできる、時間的にもできるというふうな考えておるわけでございますけれども、いま御質問のようなさらに全国的に第二あるいは第三のテレビ放送網と申しますか、そうしたものを設置することにつきましては、周波数事情等から見ましてきわめて困難と申しますか、ほとんど不可能に近いというふうな考えでおる次第でございます。

○本岡昭次君 現在の持っている周波数の中から困難が困難でないかということをお尋ねしているわけじゃないんです。法律の上で放送大学学園も一つの放送を行う事業の主体者としてそこで認知されたということになれば、NHKとか他の民放と同じようにこの大学設置の目的にかなう放送であれば放送が持てなければおかしなじゃないんですか。その持てる周波数の余裕があるかないかとは別に、持てるというところに特別に事業主体とじゃないか。でなければここに特別に事業主体

者として設置することがおかしくなる、私はこう考えますかね。

○政府委員(田中眞三郎君) 御指摘のとおり、NHKは何系統と申しますか、ラジオが二系統持っており、テレビも二系統、そのほかにFMも一系統という形でございまして、それから民間放送事業者につきましてはラジオ、テレビ両方非常に先発局につきましてはそういうふうなことになるわけですが、そのうち後発局と申しますか、というテレビ局等につきましては周波数的にも持ち得ない、それからこういうふうな放送業界が非常に盛んになってきた時点になりますと、マスコミの集中排除というふうな形でこれ以上同じテレビ局にラジオを持たせるとか、あるいはFMを持たせるとかというふうな形につきましては放送法制上ではなくて政策上の立場からいってかというふうな考えておりますけれども、いずれにしても先生の御質問の法律的には不可能にはなっていないという御質問につきましてはそのとおりでございます。

○本岡昭次君 法律では持てると、しかし現状では持てない。もう一つ、政策的にとおっしゃいましたが、放送大学学園が将来にわたってもそのようにみずからの放送の系列をふやしていくということは好ましくないというのか、そういうことをしてはならないというのか、現在のテレビ一本、ラジオ一本でいくべきだというのか、そこらの点はどうか。

○政府委員(田中眞三郎君) それらにつきまして、今後の検討事項でございましょうというふうなこととでございます。それで、私ども、そういう形の御質問なり、あるいは文部省からの御話も受けたことがないという意味でございます。

○本岡昭次君 ここではっきりしたことは、放送大学学園という放送の事業者が特殊法人という形でNHKとは別にできて、そしてそれは大学教育を目的とする放送を行うと、しかしそれはあくまで放送の事業主体であるから、法律上は、必要とあらばその法律の枠内であればそのほかにもち

らに放送を持つことができる、こういうことになったんだというふうには私は解釈をいたします。また、そうであります。

そこで、NHKが特殊法人であつてまた放送大学学園の方も特殊法人だという事柄について私は理解がいけないわけですが、(本を示す)そこで大蔵省の主計局が五十五年の七月に「歳出百科」というものを出しています。この中に「特殊法人」という項目があります。そして、「特殊法人」とは「性格づけがここにされてあります。先ほど文部大臣なり宮地局長がおっしゃったけれども、私はよくわかりません。しかし、ここには明確に「特殊法人」と書いてある。さすが大蔵省だと思ふんですが、これ。そこで、法律的な解釈では「特別の法律により特別の法律行為をもつて設立される法人」と書いてあります。これでは一般の国民はわかりません。私も、これだけでは具体的に頭の中にイメージとして浮かんできません。ところが、その後まことに特殊法人とはいかなるものかという具体的な書いてあるんです。こういうふうに書いてあります。特殊法人というものは「一般的には、資本の全額を国が出資している法人」——放送大学学園も資本を全額出資しますね、だから法人になります。「法人は、国の別働隊ともいふべきものであつて、特に公的色彩が強いといえます。」と、こう大変上手に説明してあります。「国の別働隊」といふべきものであつて、特に公的色彩が強いといえます。だから私は、NHKは特殊法人であつても公的色彩が比較的薄いという形、すなわち国民から料金を取って、それを中心にして、国から二十五億程度の補助金をもらつてやっています。しかし経営の主体は、あくまでそれは国民が料金を払っているという事です。しかし、今回できるこの放送大学学園は、もちろん六万円程度の学生から授業料は取るとはいえ、主として政府から資本金が出され、そして財政的にも政府が全部カバーしていくと、こういう形になっておりますから、言ってみればまさに国の別働隊という

ことであるというふうに私は考えます。だからこそ法律の上では別建てにしなければならなかった、こう考えるんですが、いかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) お話しの「国の別働隊」という大蔵省の「歳出百科」の表現を御引用されての御説明でございますが、放送大学の設置者である特殊法人放送大学学園でございますが、国から独立した別の法人格を有するものでございまして。そしてその放送大学学園は、大学と放送局を一体のものとして設置するといふものでござい

ます。それで、放送大学学園に対します文部大臣の権限でございますけれども、主管の大臣としてその管理運営について責任を負うという立場に基づきまして、必要最小限のものを規定しております。

法案におきましても、大学における学問の自由及び放送事業者としての放送番組編集の自由を侵すことのないように十分配慮をいたしておるわけでございます。そういう意味で、私ども、国の別働隊ということではございまして、国とは異なり、かつ文部大臣の権限につきましてもただいま申しましたような形で、十分配慮をいたした形でこの放送大学学園を法的に位置づけをしていっているつもりでございます。したがってそういう放送大学学園の教育の内容に国家的な統制が及ぶというふうなことになるのではないかと御懸念があると思ふれば、私どもはそういうことのないように十分配慮した法律の組み立てを考えているといふのが、御提案申し上げております法案の中身でございます。

○本岡昭次君 国の別働隊という大蔵省の特殊法人に対する一つの性格づけのようなものは、いまの答弁の中でお認めになったようです。

そこで、いま一つ突っ込んで、私は放送法の三本立ての形態になったことにごだわっているんですが、NHKが特殊法人、放送大学学園も特殊法人、そしてそれぞれ特殊法人として国の別働隊、しかしそれは別個に位置づけなければならぬ。もちろん大学が放送と結びついていくというNH

Kとは違う中身であります。もちろん私もわかりません。ただそこで、私なりに分けてみるんですが、同じ国の別働隊であっても、NHKは公益というんですか、そういう立場に立つ一つの放送事業者、今度新しく設置されようとする放送大学学園なるものの放送の中身は、国営放送とは言わなければ、同じ特殊法人でありながら放送法上二つに分けなければならなかったという理由が非常にこれははつきりしてきます。法律にそう精通してないくとも、私のような素人でもその点は解明ができませんが、私のような考え方はいかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) 放送法上の三本立ての問題のことについては、先ほど郵政省の方から御答弁があったわけでございまして、基本的にはやはりこの放送大学学園は国とは別の法人格を有するということとございまして、お話を準国営放送というふうな性格を持つのではないかと御指摘でございますけれども、問題は学園に対して出資でございますとか、あるいはたとえば管理運営費につきましてもこの特殊法人に対して国から補助をいたしますとか、まあそういうふうな点では、確かにそういう観点から見れば準国営に近い放送ではないかという御指摘もあり得るかと思ひますけれども、しかしながら、この特殊法人は放送大学を設置する法人格としての特殊法人であり、かつそれが放送を行って正規の大学教育を行うというものでございまして、そしてまたそれに限定をされているわけでございまして。したがって、この特殊法人は放送大学と放送局とを設置するといふことを目的とする特殊法人でございまして、放送も、先ほど来申し上げておりますように、大学教育のための放送を行うというものでございまして。したがって、この特殊法人の行います大学教育のための放送というものは、これはそれ自体が国営というものではないわけでございまして、たとえば国立大学を国が設置をしておりまして、これは国立大学の管理、運営に要する経費、もちろん授業料もございましてけれども、大部分は

国費で賄っておる国立大学はあるわけでございまして、しかしながら、そこで行われております大学教育の中身そのものは、これはもちろん大学の自治が保障され、学問の自由が保障された教育が行われていることは、私どもとしてはそのことについては何らの疑いを持っていないわけでございまして。同様にこの放送大学学園は、放送大学を設置し、大学の教育としての放送を行うものでございまして、それは大学教育の中身そのものでございまして、そのことを指してこれが国営放送——国営放送の定義というものもまた問題になろうかと思ひますけれども、そういう形のものではなくて、大学教育の中身そのものを放送で行っているものだと思ひますものでござい

ます。○本岡昭次君 大学教育の問題については続いて後で質問をさせていただきます。いまの問題をさらに解明していきます。ほかにたくさん質問したいことがありますが、非常に不十分ですが、この放送法上の問題はこの程度で終わって先に進みます。

しかし、私はあくまで問題にするのは、先ほど言われたその放送による教育の国家統制というものが行われていかないかという心配を非常に強く持っております。

文部大臣に最後伺いますが、とにかく放送大学学園というものが設置されて、放送法の中に一つの別枠として位置づけられて、NHKに匹敵する、さらにやり方によってはそれ以上の大きな放送の事業主体者になり得るわけです。全国くまなく送信所をつくり、そして学習センターをつくり、これからお尋ねしますが、四十何万という学生をそこに抱え込んで、そして何か打ち上げられる予定の放送衛星も使っている、そして電波を通して家庭へ直接飛び込んでいく。こういうものを準国営という形、また国の別働隊というふうな形で新しく放送大学学園がここに存在して、まかり間違えば放送というこのマスメディアを通して教育の国家統制、そして国民の物の考え方を、価値

観を一つに統一していくことにこのことが大きな力になり得るとすれば、これはもう放送法上も大変なことであるし、憲法や教育基本法の中に言うこの教育の問題から見ても大変な事態になるという心配をするのが私は普通の物の考え方である、こう信じているんですが、文部大臣、私にあなたの言っているような心配は絶対ありませんというひとつお考えを示していただきたい。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいまの本岡さんの御質問でございますが、いまおっしゃったようにこの大学の自治を侵すというふうなことは絶対ありません、こう私は申し上げたいのでござい

ます。その問題は、いわゆる大学における学問の自由を保障するための大学の自主性を尊重するといふこの制度と慣行、これをあくまでも堅持していかなくやならない。大学の自治の具体的な内容

といたしましては、いわゆる大学の学長、教授の選任でありますとか、あるいは大学の自主的な判断に基づいていろいろ重要な内容となるものと考えられますが、その意味から申しまして、大学の自治、大学の自主性というものは十分に保障するといふことが特に配慮されておるわけであります。一方におきましては放送法との関係、一方においては大学の自治の関係、これを堅持してまいりたい。

なお、具体的な詳細の面は政府委員からお答えいたします。

○本岡昭次君 大学の自治、やはり学問の自由と放送法の関係、これが非常に重要であるといふことを私も認識しておりますので、それは後ほどまたその問題にしばって御質問いたします。

が、この十八歳人口の問題ですが、一九九五年まではずっと上がっていきませんが、それからは横ばいになります。また、大学進学率ももうすでに頭打ちになっています。そういう中で一体十八歳人口の何%が大学へ進学することが好ましいというふうに文部省はお考えになっているんですか。

○政府委員(宮地貫一君) 十八歳人口の高等教育への進学率はどの程度が適当と考えるかというお尋ねでございます。大変率直に申し上げて、その御質問にこれが最適であるというお答えを申し上げることは、大変残念ながら明快にこれが適切であるという数字を申し上げかねるわけでございます。ただ、日本の高等教育の全体の姿から申し上げてみますと、すでに昭和四十一年当時から五十一一年にかけては、この大学進学率が毎年ほぼ二%を超えるぐらいの率で上昇いたしました。これはちょうど十八歳人口が減少の時期に差し加かっていたというように、ことと組み合わせた現象、さらに社会全体の経済成長の時期、そういうようないろいろな要因が重なった結果というところとが言えるかと思うんですが、五十一一年度で進学率としては三八・六%というところにしておるわけでございます。その後十八歳人口そのものはほぼ百五十万人台で横ばいで推移しておりますが、大学進学率につきましてはほぼ三七%台で推移をしているというのが今日の現状でございます。こういう大学進学率がほぼ三七%程度で横ばいで進んでいるということが何故原因であるか、なかなか的確にそのことを御説明することむずかしいわけでございますが、一面、専修学校への進学率が、これは五十一一年度に制度が充足したわけでございますけれども、五十五年間で八・八%ということ、これは相当な伸びが見られております。これなんか高等教育に向かう、多様化と申しますか、大学一辺倒という考え方はなくなってきたということも言える点ではないかと思っております。それらのいろいろな要素を勘案いたしまして、私も、高等教育の計画的整備というところで、後期の計画期間、五十六年から六十

一年度までを目途に後期の計画を一応想定をいたしておるわけでございますが、その中では、一応、三七%の進学率に対応し得るような規模で考えていきたいというところを基本的に考えております。したがって現在、私どもの全体の高等教育の計画的整備の中で考えております考え方で申し上げますと、現状の進学率は維持すべきものということで高等教育の規模などを考えているというものが現状に対する御説明でございます。と申し上げます。これは、これから、五十五年から六十年にかけては、十八歳人口の規模というものはこれから百八十八万人台へ向かって、途中ひのえうまの年に若干落ち込むというものもございしますが、ふくらんでまいっております。そして、昭和六十六年、七年あたりがピークになりまして、二百万人台というところまで、ただいまの十八歳人口の規模がほぼ百五十万人台で推移をしている点から申しますと、約五十万ほどふくらんでくる時期が来るわけでございます。もちろん、その後、この二百万人台から、さらに昭和七十年ぐらいいは、百七十万から百六十万人台のところへまた若干落ち込んでいくというように、そう緩やかなカーブを描きながら、十八歳人口というものは推移していつておるわけでございます。したがって、私どもとしては、ただいま、高等教育の計画的な整備というところを考えると、現状の進学率が最善であるかという御質問になりますと、そのことに対するお答えはございませぬが、計画的な整備としては、少なくともそういう進学率は維持したいというところで計画を考えているということでございます。

○本岡昭次君 そうすると、大学進学は一つの世代——年代ですか、十八歳人口の三七%程度がずっと維持できるという状況を考えていくときに、放送大学が持つ意義が非常に大きい、こういう御説明ですが、しかし現実、大学出、そして学生士というんですか、その資格を得ているわけでは

が、実際大学を出て、そして大学で学んだ学問というんですか、そういうものを十分生かし切つて、社会に貢献しているという状況よりも、大学は出たけれどもという実態の方がいまではむしろ多くて、いろいろなところで聞くのは、四万とか十とか、結局大学出たけれども、自分が大学で専攻したことをもって社会に貢献し、また自分の一生の仕事とすることができないという大学出がいつぱいいるというのがこの実態ではないかと思うんですが、そういう状況の中にあつて、第二期計画というのはいつ完成するのか知りませんが、そのときに四十五万人の学生を擁する大学というものをいままなお本気に構想しておられるんですか。

○政府委員(宮地貫一君) これは、放送大学の基本計画を立てた際に、全国規模で申せば、最大限四十五万人の規模というものを想定をいたしまして、その場合の入学者の規模が二十三万三千人と試算をいたしておるものでございます。その試算から第一期の計画を関東地域から発足させるというに当たりましての学生数をいじつて、相当下目の数字といいますが、最初発足の当時は、全体の十八歳人口の規模から見た関東地域の人口から逆算される数字よりは相当下回った数字で、内輪の数字でスタートの計画としては設定をいたしております。その数字が、第一期の計画で御説明をいたしております入学者としては、初年度としては五十九年度を目途にいたしておりますが、初年度一万人、それで第一期の計画の完成時では一十七万人程度というものを第一期の計画では目途にいたしておるものでございます。

○本岡昭次君 いま第一期計画が出ましたが、第一期計画というのは、五十九年度に開学して、学生を受け入れて四年間ということになっていましたが、第一期計画は四年間ですか、基本計画では

○政府委員(宮地貫一君) ただいまの計画で申し上げますと、学生受け入れを五十九年度から行いまして、学年進行的に完成をさせていく。したが

って、第一期計画の学年進行の完成時で申し上げますと、入学者数としては一十七万人の規模ということで第一期計画を考えているわけでございます。

○本岡昭次君 だから、それは四年間ですか。

○政府委員(宮地貫一君) さようでございます。

○本岡昭次君 その四年間で、第一期計画の中で一年、二年、三年、四年と学年進行で学生を受け入れ、そして最高が一十七万人ですか、当初の基本計画では三万人であつたはずですが、相当これは落とされているわけですね。

○政府委員(宮地貫一君) ただいま一万人なり一十七万人と申し上げましたのは、入学者数の間口といいますが、入り口の規模のことでございます。御指摘の三万人というのは、大学全体の在学者数の規模としての三万人というのは、やはり考え方は第一期の計画では在学者数で言えば三万人ということはずすに御説明申し上げておる数字と同じでございます。

○本岡昭次君 第二期計画というのは、これは最終的な計画のようですが、そのいま言った一万人なり一十七万人、これが単年度で、四年間になれば在学者数が三万人を完全に上回ることになるだろうと思うんですが、それが最大四十五万三千人という規模になり、職員数がこれは専任、非常勤を含めて七千六百というのですか、そうして全国にまたがってその受信所ができ、学習センターができ、という最終の状態に到達するには何年要するかと考えておられるんですか。

○政府委員(宮地貫一君) 第一期の計画でただいま御提案を申し上げて御説明をいたしておるわけでございますが、この放送大学自体の試みそのものがもたらぬが国としても最初の試みでございます。しかも、全体計画そのものも、これは非常に大きなプロジェクトでございます。したがって、段階的にかつ慎重にこれを進めていく必要があるというのが従来から御説明を申し上げておるところでございます。第一期の計画としては、多くの人口と、多様な人口構成のございまして、それ

から今後の拡大計画に必要な基礎的な資料を得やすいというようなことを考えまして、当初の第一期計画は従来御説明を申し上げておりますとおり、関東地域、東京タワーから電波の届く範囲内をまず対象といたしておるわけでございます。もちろん全国規模のことという私どもも想定をいたしておるわけでございますが、実際に実施をいたしまして、たとえば学習センターの問題にいたしまして、第一期の計画でも学習センターの具体的などとも私ども事務的にはいろいろと検討はいたしております。しかしながら、いろんな面で、先ほども申しましたように、最初の試みでございまして、それを実際に実施いたしました上で、いろいろと解決をしなければならぬ問題点というところも現実問題としては出てくるということも考えられるわけでございます。そういう問題点を一つずつ解決をしながら、できるだけ早く全国規模に広げたいというのが私どもの考え方でございます。

しかしながら、一面全体的な国の財政状況というところも片や勘案する必要もございまして、先ほど申し上げました十八歳人口の今後の増加という状況もにらみながら、私ども従来御説明しております点で申し上げますと、ただいま、昭和六十一年度までが現在の高等教育の計画の整備ということで考えております計画期間でございます。六十二年から七十一年ぐらまでの期間を想定をいたしまして、新しい高等教育の整備計画というものを考えなければならぬわけでございまして、放送大学の対象地域が全国的に拡大するというところをその期間内には達成をいたしたいという方向で考えております。しかしながら、いずれにいたしましても、まずは第一期計画に着手をさせていただきまして、いろいろと具体的な問題点も煮詰めるが、全国的に一步一歩拡大を図っていくという慎重な対応も必要でございます。したがって、大綱としてはいま御説明を申し上げましたような考え方で進めていくところでございまして、いつまでに全国計画を達成する

のかというお尋ねに対して、この時期まででございましてということも明確にはなかなか申し上げにくい点でございますが、従来御説明しておる点で申せば、ほぼそういう、七十一年ごろを目途にという程度の御説明で申し上げておるわけでございまして。

○本岡昭次君 何か、前置きが長くて困るんですが、結局のところ、七十一年を目途にいろいろ努力する。当面、五十九年度から四十四年度は第一期計画ということを実施して、その上でさまざまな問題が出てくるから、それを解決していきながら七十一年を目途にと、こういうことですね。それならそういうふうに一言言っていたら、時間が非常に助かるんですよ。

それで次に、結局大変なプロジェクトなわけなんです。そのお金はどれだけかかるのかということが、放送大学の基本計画に関する報告の中に出ております。最終的な必要投資額八百七十億と、それから、そのときには年額二百九十億円が毎年毎年必要とするであろうと。また、いまから十二三年かけてやっていく期間に、毎年必要な年間事業費、大体四百四十億程度がずっと十年ほど学校ができれば要するであろうと、こういうことがここに試算をされておりますが、この試算は、この放送大学基本計画の報告自体がこれは五年ほど前の報告ですから、その八百億とか三百億とかいうお金自身も、そのときの計算の金額であろうと思えます。現在のにお金に直して、一体、完成するまでにどれだけの資本を投資しなければならぬのか、また、あなたののおっしゃった昭和七十一年、完成時には毎年どれだけのお金をその放送大学に投入しなければならぬのかという問題。――いまのお金で考えてもだめですよ、七十一年にできるというんですから、七十一年にはこれだけの金になるでしょうということがなければ、一体どれだけの巨額のお金をそこへつぎ込むのかというところが明らかになりません。そういう点を、いまはつきりして事柄でよろしいから、言ってください。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の基本計画に関する報告に示されております数字は、まあ土地代は別でございまして、五十九年度価格の試算で、施設設備費で約八百七十億、運営費で約二百九十億という試算をいたしておるわけでございまして。それらを五十五年価格で試算を直してみますと、施設設備費で約千億、運営費で約三百六十億という試算をいたしておるところでございます。これはもちろん完成時の、まあ最大規模を基礎といたしまして試算をございまして、なお、現実にはたゞいま私どもとしては五十五年価格での試算のところで、今後の価格の上昇がどの程度見込めるかということについては、具体的な資料を持ち合わせていないわけでございます。

○本岡昭次君 五十九年度と五十五年価格が出たわけですが、まあその試算の基礎はどういうものかわかりませんが、しかし、はつきりしていることは、八百七十億が千億になったということで、約二百三十億、五年間で二百三十億ふえているわけなんです。試算で。そうすると、七十一年にこれ完成するということですから、さらにこれから十六年間ずうっと月日がこうたつていくわけで、まあこれのいま、試算のこの伸びの完全には三倍ほどは伸びていくというのを考えていくと、最終的に二千億ほどの資本投資が必要になる。あるいはまた、完成時には膨大な施設設備、人件費、そうしたものを完全にカバーして、先ほどから盛んに申し上げている正規の大学としての教育の質を確保すると、マスプロの、大学さえ出りやあえという大学じゃないんだという文部省の意気込みを具体化するためには、これまた毎年必要とする経費が六百億近く必要となるということ、算術的にいまの五十年から五十五年のこの試算の伸びから見えて推定できるわけで、これは大変なお金を投じることになります。

文部大臣、いかがですか。これだけの巨費を投じて、そして先の見通しは、いまも局長がおっしゃいましたけれども、どうもはつきりわからぬ。とにかくやってみて、そこからいろんな問題が出てくるだろうから、それを解決するんだと。解決できなかったらどうなるんかと。新構想の大学、教員大学の問題でも、全国にブロックにつくるんだと言ったけれども、結局三つしかできなかった。しかしあれは……、いやもうこれで終わりです。そこには何か政策そのもののやっぱ見通しがないという中で、これは一つの文教政策の失敗だと思ふんですが、これとて、第一期計画はやってみたけれども、それで解決できない問題がいっぱいでした。財政的にも一体どうなるか見通しつかないでしょう、十年先のことなんて。そうすると、東京タワーから発信される関東周辺の人たちは放送大学の何か恩恵は受けたけれども、教育の機会均等からいけば全国的に何の恩恵も受けなかったということになってもそれは仕方なかったんだということになりかねない。非常に見通しのない、こう、雑な計画ではないかと私は思うんですが、文部大臣、いかがですか。

○國務大臣(田中龍夫君) お話しのような表現もつていただきますと、そのようなお考えが出ることも存じますが、今日まで過去十年間の間、この問題につきましてはいろいろと研究もし、また、センターをつくって具体的に研究を進めてまいりました問題でございます。それからまた、この生涯教育という新しい教育の問題、さらにまた開かれた大学にしなければならぬというわれわれの持つております理想、こういう問題をいろいろと、われわれの情熱と申しますか、文教政策としての軸といたしまして教育、これは本当に大きな希望と理想を持って進めてまいったものであります。しかしながら御案内のとおり、その具体的な計画というものがまだ初めてのことでございまして、そのみならず、きちんとした計画性を持ってやるというわけにもできない未知の関係が非常に多いというところは事実でございますが、しかしながら、それはそんなにずさんなものではなく、着々と十年間の努力、その上に積み上げられました当

面考えられるところのデータをもつてするならば今日お示したものと成つておる、こういう次第でございます。ことに、いま、さらに将来全国的にネットを張るといふ上から申すならば、人工衛星とかなんとかいふふうな新しい構想もございませうけれども、それは別といたしまして、当面の具体的な申し上げられるデータといたしましては、お示ししたとおりでございます。

○本岡昭次君 それでは文部大臣、この審議は私だけでなく、各党の方から質問も出ましようし、わが党からも次々と質問が出ます。私ももう一回質問のチャンスがあるかと思ひます。

そこで、いま宮地局長が言われたように、とにかく実施した上で出てくる問題を解決してというふうな事柄でなく、この放送大学の基本計画に関する報告の上にさらに、それではあなたがおっしゃった七十一一年までの見通しというものをひとつ細かくそこに描き出して、少なくともいまの時点でもいろいろな識者がこの問題に対して問題を投げかけています。だから、やってみなければわからないじゃないやなくて、やってみればこういうことに問題が出るだろうというものはもうたくさん明らかになつてゐる、私たちもたくさん言つてゐる、そのことについて具体的にこうします、こうやります、もっと財政的にもきちっとしたお金の裏づけをつけて、そしてみんなの頭の中に完成したときの状況というものがきちっと一つのイメージとして、絵として浮かんでくるように出してもらわなければ、やってみてというふうな言葉の前提つき、そしていろいろ問題が出てくるだろうからそれを解決していきながらというふうなことでは、この放送大学問題で余りにもたくさんのお金を使い、国民の税金を使つてやつて、もしうまくいかなかったときはどうするんだというふうな責任のとりようがない、私はこう考えるんです。だからぜひ、いま宮地局長がおっしゃつた、これから出てくるであろう問題なんというのは、もっと細かくあなた方が資料をつくり、私たちも納得できる、国民もなるほどそうかと、その五十

年の資料を私たちがいま見ていなければならぬということがないようにしていただきたいということを要望して次の問題に入つていきます。これはぜひ、私が次回質問するまでに整えていただきたい、こう要請をしておきます。

そこで私は、放送を教育に使う、教育を放送によつて行つ、このことの一歩実績を積み上げてゐるのはNHKであると考えます。幼稚園から大学まで、正規の教育課程に従つたものを、あるいは大学レベルの講座等々、長年のそこに教育放送としての蓄積をやつてゐます。私はこの努力を大変評価しますし、特に小・中・高等学校における視聴覚教育の面で貢献したこの実績は非常に高いものがある、こう考へてゐるわけですが、そのNHKがいま行つてゐる大学講座、これは大学教育の講座ではないわけですが、これは大学レベルの講座と、このように考へてよろしいですか、NHK。

○参考人(田中武志君) お答え申し上げます。

現在NHKが行つております大学講座は、大学生から一般社会人までを対象とした大学レベルの教育番組というふうな位置づけで放送しております。もう少し具体的に申し上げますと、番組の内容容では、現在の学問の領域の中におきまして大学教育として必要な内容を、それぞれの専門の権威の先生方が、長期にわたつて考へてこられた学問的な成果とか最近の研究内容といったものに基づきまして、体系的に平易に解説をなさつてゐるというふうな内容でございます。

○本岡昭次君 私も最近関心を持ってこの大学講座を夜の十一時半からの分を見るようにしてゐるんですが、私のように余り勉強してない者でもなかなかわかりやすく説明してゐる、こういうふうな感じが、そこで、このカリキュラムに従つて受講してゐる受講生はどのぐらいありますか。

○参考人(田中武志君) 現在私どもで調べておりますが、なかなかこういった受講生がどのぐらいおるかというところは正確に把握することはむずかしい面がございますけれども、一つは、私どもで

発行しておりますテキストの総発行部数から推定いたしますと、大体年間に現在四十万部から四十五万部ぐらい出ております。これは五年ほど前に比へますと約倍ぐらゐにふえてゐるんじゃないかというところで、最近はかなりふえてきてゐるんじゃないかというふうに思つておりますし、また毎年私どもでやつております、世論調査所でもやつております調査、視聴率の調査によりますと、こつちの方も大体各番組がやはりこの五年間で約十万人ぐらゐ、推定でございますけれども、ふえてゐるんじゃないかというふうに思つております。

これは、最近非常に社会教育、生涯教育としての一般的な社会的なニーズが高まつておりますので、そういった意味合いで、家庭の主婦とかあるいは一般の社会人の方々が放送セミナーとして社会教育の活動の場で御利用なさつてゐる成果ではなからうかというふうに思つております。

○本岡昭次君 そこで、NHKのこの大学講座を通信制の大学、これは通信制の単科大学ではないわけですが、私立の大学が通信による教育を併設して行つておりますが、その大学の通信教育の中の単位認定としてNHKが放映されるその講座を活用されるということはないんですか。

○参考人(田中武志君) NHKの大学講座は昭和三十六年に大学通信講座というふうな名前前で発足したものでございます。そのときは、大学通信協会というところからの要請を受けて、正規の大学教育の一環として、大学設置基準に定められた科目によります番組を実施してございました。それと同時に、通信制大学におきまして単位認定の対象にもなつておつたということでもございましたけれども、その後状況変化がございまして、だんだん授業に放送を利用なさる学校が少なくなりました。そういうことと、NHKといたしましては昭和五十三年度からNHKの自主的な編成によりまして、いま別の大学レベルの教育番組に衣をしまして、今日に至つてゐるということもございまして、中には、大学によりましては現在も補助的な教材として私どもの大学講座を御利用なさつてゐるところ

もあるというふうに聞いております。

○本岡昭次君 状況の変化と申されましたが、なぜその大学側がNHKの放映する大学講座を単位認定することからずつと外してゐたんですか。その理由がわかつておればひとつ説明していただきたい。

〔委員長退席、理事大島友治君着席〕

○参考人(田中武志君) 最初私どもが、先ほど申し上げましたように大学通信講座という名前前で発足したときに、通信制の大学が十八ありましたが、そのうちの半分利用なさつてゐたといつておりました。しかし、だんだんその後こういつた大学の通信教育というものが、大学もだんだん整備されて利用なさる方がだんだん減つてきてゐるというところでございまして、先ほど申し上げましたように、テキストも発行してございしたものの減つてまいりましたし、そういつたことで、だんだん中身よりはそういった外部の社会環境によりまして減つてきたんではないかとわれわれ推定してございます。

○本岡昭次君 もう一度お尋ねしますが、NHKの放映してゐるのを通信制の大学が初めは単位認定として、その通信制の大学の教育の一環として取り入れていたけれども、だんだんとそういう状況に変化が起つて、NHKの側の制作上うまくいかないからというところで最終的にやめられたのか、通信制の大学側がNHKの放映する講座をもつてみずからの大学の教育の単位として認定してゐること、それは大学側も教授がいてその教授が教へてゐるんですね、NHKはまた別の人が――たとえば同じ日本史の問題でも違う人がお互いにやつてゐるという状況の中で単位を認定し合うというところは非常にむずかしいと思ふんですが、その困難性は主としてどちら側にあつたんですか。

○参考人(田中武志君) 私どもでは、普通どおりの内容向上、番組の内容をできるだけいい方向に持つていこうというところで鋭意努力してきたつもりでございますけれども、やはり先ほど申し上げましたように、社会環境がだんだんこういつた通

信教育についての利用が減ってきたのではないかと、いふふうに考へております。

○本岡昭次君 必ずしもはつきりしておりませんが、いまの問題は、放送大学が発足したら通信制の大学との間の単位をお互いに交換し合うとか、編入学するとか、通信制の大学が非常にそのことによって恩恵を受けるであらうかという主張がありますから、私は果たしてそういうことになるかどうかということ、やっぱり非常にNHKがそのところで苦勞されているのでお聞きしたんで、大体もうそれ以上お話しやれないでしょう。わかりました。

そこで、NHKにはNHK学園という高等学校の通信制の教育をずっとやっておられます。その高等学校の通信制を出た者は、やはりもう一つ高等教育を受けようとする場合に、やはり放送大学じゃありませんが、NHKに大学を設置してもらいたいという要望等も恐らく継続の問題としてあったんじゃないかと考えますし、NHKもNHK自体が大学を高等学校の延長の問題としてつくろうとするお考えはあったんですか、なかったんですか。

【理事大島友治君退席、委員長着席】

○参考人(田中武志君) 先生の御質問の御趣旨は、NHK自身が放送大学の設立を考えたことがあるのかどうかという御質問かと思ひますけれども、そういう意味合いではNHK自身が放送による大学の設立の主体になるといふようなことを考えたことはございません。

しかし、御存じかと思ひますけれども、昭和四十四年ごろかと思ひますが、放送による大学の問題がいろいろ議論に上がりましたときに、当時私どもの方からNHKが新たな免許を得て放送による大学の放送の部面だけを受け持つてやってく用意があるというような発言をした経緯はございます。しかし、その後の経緯の中で、大学と放送というのとは一体であるべきだといふような調査研究会議の答申などもいろいろ出てまいりまして、いろいろ事情も変わってまいりましたので、今日

のような状況になっているといふふうに私も考へております。

○本岡昭次君 また次回に、いまあなたのおっしゃったようなところにも焦点を合わせて説明をしていきたいと思ひます。きょうはどうもありがとうございます。

それで次に、先ほど出ました、要するに放送大学が放送による教育の国家統制、国民の思想統制、こうしたものになつていかないという保障は一に挙げて大学の自治、大学による学園の自由、これがどう確保されるかにかかつていふということになっていふわけです。

そこで、もう時間がありませんから、具体的に御尋ねしますが、私は大学の自治、学園の自由、こうしたものを抽象的に論議するのではなく、やはりそういうものを保障していく民主的な運営、機構が前提にならなければならぬと考えます。

そこで、もう端的にお伺ひしますが、放送大学学園には理事会がございます。運営審議会がございます。そこで、理事会の理事に放送大学を代表する全教職員から推薦された人を入れる、あるいはまた運営審議会の委員、これは文部大臣が二十名任命をするわけですが、この運営審議会には放送を、教育をする側、あるいは第三者だけでなく、その教育を受ける側、学生となる立場の人たちのさまざまな推薦母体をつくつて、そこから何人か委員として送り込んでいくことを保証する、こうしたことを明示できませんか。

○國務大臣(田中龍夫君) 大学の自治の具体的な内容としての御質問でございますが、大学の学長、教授等の選任が大学の自主的判斷に基づいてなされるということが非常に重要な内容となるものと考へます。その意味におきまして、放送大学の教員の人事についても、一般の大学と同様に大学の自主性が尊重されなければならないことは当然であります。この見地から、法案においては放送大学の学長、教員の任命方法等について学園の一般の職員と區別して、国立大学の教員にかかわる教育の公務員特例法の例にならひまして、特に

規定を設けて、放送大学の学長、教員の人事については大学の自主性を尊重するといふことを法律上明確にすることとしたしております。

なお、さらに詳細は政府委員からお答えいたします。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の第一点は、理事に教員を加えたらどうかといふような御質問のように伺つたわけでございますが、通常の学校法人とこの特殊法人の場合とはその点が異なるかと思ひわけでございます。学長は法律の規定上、当然に理事になることになっております。しかしながら、大学の教学に関する面はいわば学長が最高の責任者という形でございまして、大学の教学面のこととは大学自身が大学の自治といふことを基本にいたしまして具体的な事柄は決めていくような仕組みになるわけでございます。

それから、第二点の運営審議会の委員の任命に当たつて、法文上明確に書いたらどうかといふような御尋ねのように伺つたわけでございますが、大学の運営審議会は法人の機関として置かれておるわけでございます。これは当然でございまして、関係各方面からの意見を聞き、それを反映させるというために必要なものでございまして、文部省関係の特殊法人の運営審議会でございますとか評議員会の例を参考に、二十人以上以内という構成で考へておるわけでございます。

その委員の構成については、たとえば大学関係者でございますとか、あるいは放送教育関係の学識経験者とか、さらには放送事業関係者、社会教育の関係者とかいふような方々でございます。そういう方々に広く加わつていただくといふことはもとより考へていられるわけでございますが、その点はほかの例をも参考に、選出分野を具体的に、どこから何人といふようなところまで、ちよつと書き込むことは、実際の運用上いかにかといふことも考へまして、それを法律上の規定としては書いていないわけでございます。

方々の御意見を広く反映させるための機関でございまして、ただいま申しましたような分野から適正な構成がなされるように委員の構成を考へることは当然のことでございます。そういう配慮は当然になされるものと思ひております。

○本岡昭次君 端的にひとつもう一度お尋ねします。

放送大学の理事——学園の理事です。文部大臣。大学のことを言っているんじゃないんです。学園の方の特殊法人の理事の中に、放送大学で働く教官からいろいろの方がいますが、それを、全員を代表する人が一人入るとか、あるいはまた運営審議会の方に、いま言われた学識経験者といふ方じゃないに——私ははつきり言っているでしょう。勉強する側、学生となる立場の、そういう層の中からやっぱり出ていかなければ、キャンパスを持たない特殊な一つの大学として、やはり本當の民主的な運営、国民に開かれた大学ということにはなり得ないといふことで、この理事にどのような方が選任されるのか、あるいはまた運営審議会にどのような方から委員が入っていくのかといふことが、その大学の自治なり、あるいは学園そのものの民主的な運営に重要な意味を持つといふことを申し上げて、あわせて、いま問題になつておる天下りの問題なんです。放送大学学園ができた場合に、理事長とか理事に文部省の方々とかあるいは官僚の天下りの場が一つふえたといふことには絶対にこはしないと、させないといふふうなこともおっしゃつていただければ、これはひとつの立場として、なるほど少しはままだとは違ふんだなといふ何か私自身に開けた理解もできますが、いかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) 理事につきましては、当然学園の機関として理事長を補佐して、学園の業務を行うわけでございます。大別すれば、業務に関するところでございまして、あるいは放送に関する業務でございまして、そのほか総務及び財務に関するような事柄も考へられるわけでございます。当然に、広く適材適所という観点で選

任がなされるものと考えられるわけでございまして、いずれにいたしましてもこの放送大学学園が、大学をつくる設置主体ということが考えられるわけでございまして、お話のような趣旨ではなくて、むしろこの放送大学学園そのものが大学を設置するものであるというところに着目をして当然に考えなければならないわけでございまして、そういう観点からの適材適所の観点で人材を求めるといふことにならうかと思ひます。具体的には、まあ非常勤の理事の場合などで申せば、たとえば従来私学の関係で通信教育などを実施しているような、そういう経験のあるところから、大学そのものを設置する特殊法人でございまして、大学という観点の人材を選ぶということが主眼になるということは言えることではないかと、かように考えます。

○本岡昭次君 それでは何ですか、私の言っているようなことは、これから考えていく中身として検討するということになっていくのか、いやそれはもう全然だめですと、それはあなたのような考えを、理事会とか運営審議会に反映するわけにはまいりませんと、こうおっしゃっているのか、そこをはっきりしていただかないんです。だめだとかいいの。

○政府委員(宮地貫一君) 基本的な点はただいま申し上げましたとおりでございまして、この特殊法人が大学を設置するものであり、かつ放送局を持つという、そういう性格に着目をして、まして、広く適材適所という観点から人材を選ばれるというところになるかと思ひます。

○本岡昭次君 だから、その適材適所の中に、私が言っているように、その教育を受ける側に立つべき人の層からもそういうところに送り込んでいくというのを入るのかどうかと、もつとはっきり言つてくださいな。

それから理事も問題である。だから、本岡の言うようなことにはなりませんというのか、それも適材適所の中の一つとして考えられるでしょうと

いうのか、それははっきりしていただければいい。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほどもちよつと申し上げたわけでございまして、運営審議会が置かれておるわけでございまして、運営審議会が、特に外部の意見を広く反映させるための機関として置かれておるわけでございまして。したがって、運営審議会というもののの中に、当然にこの放送大学をいざ利用する側と申しますか、そういう立場の方々が入つて意見をいろいろ伺うというふうな考え方は当然に考えられる点ではないかと、かように考えます。

○本岡昭次君 わかりました。それから、理事の方はまた次にします、まだほかに言いたいことがありますので。

それで文部大臣、いまやましい天下りの問題ですね、天下り官僚の問題、ここにも特殊法人が勤の理事がここにできます。給料はどのぐらい出るのか、給料と言へんのですね、こういう人たちは、歳費ですか、何か年俸ですか、賃金ですか、そういうものが出るんですか。きょうも出ていましたね。何か参議院の事務総長が行かれて途端に書かれて気の毒な気もするんですが、だからこここのところにやはり新しい特殊法人ができて、ここにはそういうことをしないと、それはもちろん何人か、パーセントの問題だと思ひますが、たとえば文部省の高級官僚の人たちによつて全部占められてしまうというようなことは絶対ないというふうなことを、どうですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 天下りの人事といったようなことはできるだけ避けたい、これはもう当然なことではございまして。その前に、まず学校ができなきやありません。それからどうぞひとつよろしくお願いいたします。

○本岡昭次君 まあ私はつくつてもいいわかないんだから、その心配はせめてもいいわけですか。わかりました。どうも差し出がましいことを申し上げました、これは。

そこで最後に、学問研究の自由と放送法第四十条三項の関係、これは相当衆議院の方で細かくこの問題の論議がなされておりますから、私はここでそれを蒸し返す気はありません。ただ、私の結論としてここで申し上げますと、やはり放送を利用する大学である以上、放送法第四十条三項によつて大学の講義の自由が制約されるを得ないと、私はこういう結論を持つんですが、いかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) この放送大学の放送が放送大学の授業としての実質を持つものでございまして、放送でありまして以上は放送の中立、公平が守られるべきことは当然でございまして、そういう意味で放送法第四十条三項の規定が準用されているわけでございまして。

○本岡昭次君 四十四条の三項が準用されて大学の講義の自由というものが通常の大学で行われていくようなわけにはいかないと、これはだれもが考えることですか。

そこで問題は、それでは放送法の制約というものがあつて、これをいづゆる番組組というのはイコール教授の講義ですから、テキストにいろいろ書いてあつてもこれは若干教育に経験のある方は皆おわかりだと思ひます。テキストに書いてあるとおりに読むならばそれは教育でないわけで、やはりそこに、テキストを通してその教授の持つていく研究成果なりあるいは自分の考えなりというふうなものを投入しながら講義をするから、聞く方もそのテキスト・プラス・アルファそこに教授の人間性のようなものがあるいは教授の研究の成果のようなものを加味して講義そのものに意味を持つてくるわけで、テキスト、それを送るならば別にこれは普通の通信制の大学教育と変わらないうわけですか。だから、やはり番組イコールいわゆる講義、カリキュラムとこうなつていくときに、私は放送大学の教授はこれは大変だろつと思ひます、放送法を頭に入れながら講義をしていかなければならぬんですから。そのときに二通りできると思ひます。一つはやはり放送法

に抵触したような形で自分の主義主張をそこに強く出して、あるいはまた出してはいけないといつてもうテキストそのまますつと読んでいくと、どつちか仕方がないと思ひます。

そこで、放送法のそういうものに抵触し制約そのものを破つていったという状況が起こつたときは一体だれがどのような法的制裁を受けるんですか。

○政府委員(宮地貫一君) お尋ねの点は、法律違反の状況が起こつた場合にどう御質問のようになつたわけでございまして、私どもとしては、この放送大学がもちろん教育基本法の規定、さらには放送という観点から放送法第四十条三項の規定も準用されているというところは考えているわけでございまして、特に四十四条三項の場合で政治的に公平であることというところも一つは……

○本岡昭次君 中身はよろしい。破つたときはどうするんだ。

○政府委員(宮地貫一君) 「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」という規定がかぶつていくわけでございまして。問題は、その規定に違反した状態の放送が行われていくというところは私どもとしては想定をいたしていいわけではございまして、問題は、具体的にこの四十四条三項に違反した放送が行われた場合といたしてどうあるかと思ひますが、四十四条三項の規定に違反する放送が行われた場合に——これは郵政省所管の法律になるわけでございまして、理論的に言えば電波法七十六條に規定する放送法に違反したものとしまして、免許人でございまして学園に対して電波法第七十六條に基づき無線局の運用の停止等の行政処分を行うことが一応可能であると考えられるというのが関係省庁と協議をいたしております。想定でございまして、そういう違反の場合どういふ制裁かという点で言えば、そういうことが可能であるというところでございまして。しかしながら、番組内容につきまして行政判断を行うための手続が法律上規定されていないこともございまして、番組

内容に關し法的措置を講ずることについては非常に困難でございます。實際上の運用としては、放送事業者が放送番組を編集するに当たつての準則として放送事業者の自制に期待をしているというのが考え方の基本でございます。これらの点はいずれも郵政省所管の法律の適用の問題でございますので私から御答弁申し上げるのが適當かどうか。でございますが、お尋ねでございますので、従来郵政省と協議している点で申し上げればただいま申し上げた答弁になるということでございます。

○本岡昭次君 電波法の七十六条による罰則ですか。それとも……

○政府委員(宮地貫一君) 電波法です。

○本岡昭次君 それが行先するんですか。それとも後半で説明された、それはもう大学であれば大学の教授の自律というんですか、自制というんですか、そういうものにまつしかないというお話もあつたのですが、その関連はどうなんですか。

○政府委員(宮地貫一君) 電波法の規定云々の点は、そういうことが一応可能であると考えられるという考え方を申し上げたわけでございまして、基本的な線は放送事業者の自制に期待をするというのが適當であるという考え方でございまして、したがって、私も申し上げたことは放送事業者が四十四条三項の準用に違反するような放送がまず行われぬという前提に立つた議論で議論をするということになるかと思ひますし、そういう意味で政治的に公平であるということについて申せば、これは放送大学の側におきまして教育内容に適正な自制を行うことによつて政治的に公平であるということに反しないような中身の放送を行う、そのこと自身は大学自身がその判断をするということによりまして、それが学問の自由を損なうことにはなるものではなく対処できる、かように私も考へております。御指摘の点は、違反をした場合にどういう制裁かというお尋ねでございまして、先ほど申し上げたような答弁を申し上げたわけでございます。

○本岡昭次君 結局自制にまつより仕方がないであらうと私もそのように思ふんです。

そこで、教育内容について教授が教育をするの法律の束縛によつて、正規の大学の中でこういうふうな状況に置かれていては正規の大学というものはあるんですか。

○政府委員(宮地貫一君) お話しの点は、教育に放送という手段を用いるということによりまして、その放送という手段を用いることによる放送法上の制約が加はつてくる。それをこの放送大学学園は大学と放送局と一つのものとして置いているわけでございまして、もちろん具体的な番組の制作その他に当りましては教官スタッフと放送番組の制作者とが十分協議を行ひまして番組の制作に当たることになるわけでございましてけれども、その両者の密接な連携協力というのが一つの特殊法人という形をつくりましたことによつて、学問の自由と放送番組の編集の自由といひますか、その両者の調整も可能であると考へておるわけでございまして。放送という手段を使うことによりまして、いろいろな制約が放送大学としては当然に放送を行う以上はそういうことがかぶつてくるということでもございまして、そのこと自身は、それは大学みずからがそのことを自制するというものによつて、先ほど申しました学問の自由そのものを損なうことになるものではないと、かように考へております。

○本岡昭次君 そこが見解の違ふところですね。やはり大学の命というんですか、大学が大学としてやはり権威を保っているのは、憲法二十三條に明記されている学問の自由、これをどのようにして確立していくかということになるわけで、その憲法二十三條に明記された学問の自由が放送法によつて制約を受けると。受けても、その大学がみずからその制約を認めた上で教育を行うならばそれはやっぱり学問の自由なんだというふうな事柄に ついては、私は理解ができません。やはりこれは放送法によつて憲法二十三條に明記された学問の自由が制約をされた。放送による大学である以上これは仕方がないということ、学校教育法によるところの正規の大学であるという事柄との間に矛盾が生じる。そして、大学による学問の自由は明らかにここに制約をされるわけですが、しかし私は百歩譲つて、放送による大学だからという事柄になつたときに、その状況下にあつてもなお、それでは学問の自由なり大学の自治というものを保障し得る条件はどこにあるかという問題を突っ込んでいくときに、最後の生命線は私は人事の問題だと思ふんですね、自立するといふ問題について。あなたは放送法上政治的な公正を欠いたことを言つたではないか、あるいは多様な意見があるものをあなたの意見だけを主張したではないか、だからあなたは放送大学の教授としてふさわしくない、こうなるわけですよ、最後は。ふさわしくなければ一体どうするか。やめてもらいましよう、こうなつてくるところに私は制約といふものが具体的に発動されてくると考へますね。そうすると、その学問の自由といふものを、それではそういう形でいかに保障していくか。それはどこか。私はやっぱりそういう意味では教授会だと思ふ。だから学校教育法では、教授会はその大学の重要な事項を審議するところだと規定して、そしてそこで学問の自由の問題と絡ませながら、それぞれの教員の人事問題についても議論していくといふところが最後の線として、あれば、私は可能だと思ふんですが、しかしこの放送大学法案はその人事上の問題は評議会のところにわざわざ法律でもつて起こして、そこへ挙げたといふことになる、私先ほど言つた学問の自由と人事といふ問題とのきつめて微妙な絡みといふことにおいて、この放送大学の自治の問題、学問の自由といふ問題についてはさらに困難な状況になつてくると、こう判断するんです。

問の自由が制約をされた。放送による大学である以上これは仕方がないということ、学校教育法によるところの正規の大学であるという事柄との間に矛盾が生じる。そして、大学による学問の自由は明らかにここに制約をされるわけですが、しかし私は百歩譲つて、放送による大学だからという事柄になつたときに、その状況下にあつてもなお、それでは学問の自由なり大学の自治というものを保障し得る条件はどこにあるかという問題を突っ込んでいくときに、最後の生命線は私は人事の問題だと思ふんですね、自立するといふ問題について。あなたは放送法上政治的な公正を欠いたことを言つたではないか、あるいは多様な意見があるものをあなたの意見だけを主張したではないか、だからあなたは放送大学の教授としてふさわしくない、こうなるわけですよ、最後は。ふさわしくなければ一体どうするか。やめてもらいましよう、こうなつてくるところに私は制約といふものが具体的に発動されてくると考へますね。そうすると、その学問の自由といふものを、それではそういう形でいかに保障していくか。それはどこか。私はやっぱりそういう意味では教授会だと思ふ。だから学校教育法では、教授会はその大学の重要な事項を審議するところだと規定して、そしてそこで学問の自由の問題と絡ませながら、それぞれの教員の人事問題についても議論していくといふところが最後の線として、あれば、私は可能だと思ふんですが、しかしこの放送大学法案はその人事上の問題は評議会のところにわざわざ法律でもつて起こして、そこへ挙げたといふことになる、私先ほど言つた学問の自由と人事といふ問題とのきつめて微妙な絡みといふことにおいて、この放送大学の自治の問題、学問の自由といふ問題についてはさらに困難な状況になつてくると、こう判断するんです。

だから、百歩譲つての話の中身が、やはり教授会を明記して教授会の中に人事権といふものを移して、そしてその教授全体が、放送大学といふものがきつめて困難な放送法上の制約を受けながら

も正規の大学として学問研究の自由を守りながら、大学の自治を守りながら大学を運営していくんだといふことの最後の生命線がそこになければならない、こう思ふんですが、その点が私は理解ができなければ、学問の自由があるとか大学の自治があるとかいふようなことは、放送上の制約の面から絶対に受け入れることはできないんですが、いかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど大臣の御答弁でも申し上げましたように、大学がみずから人事を決めるという形を確保するといふことは大学の自治の一つの大変大きな要素といふことが言えるかと思ひます。その態容をいたしまして評議会といふ構成を考えまして、評議会がその人事に関する基準を決めるという形をこの放送大学学園法案ではとつておるわけでございまして。この構成につきましても、もちろん教官スタッフとその評議会の構成メンバーになるわけでございまして。そういう意味では私も、基本的な、大学みずからが人事に関する事柄をみずから決めていくという仕組みについては、この放送大学についても確保されているものと私も考へております。

なお、教授会の話でございしますが、もちろん学校教育法五十九條に規定する教授会は、この放送大学の場合にも置かれることは當然でございします。これは学校教育法上の正規の大学ということ規定をいたしておりますものから、言うまでもないわけでございします。

ただ、具体的にそれでは教授会の構成でございしますとか審議事項とかそういう運営については、これもそれぞれ大学の大学が、大学みずからが決めになつておるわけでございまして、それは大学の態容によりまして具体的な教授会のあり方といふものは大学みずからが決めになつております。この放送大学の場合でございしても、その教授会のあり方と申しますか、構成でございしますとか審議事項、運営方法、そういうことはこの大学みずからがやはりお決めになる事柄であらうかと思つております。もちろん放送大学というものが通

○柏原ヤス君 放送大学の内容に入ります前に、大学の開放あるいは生涯教育といったことについてお聞きしておきたいと思ひます。

大学には、教育、研究、社会サービス、こういう三つの役割があると言われておりますが、わが国では特に社会サービスという点が軽んじられてきたのではないかと思ひます。しかし最近、社会教育の活発化あるいは生涯教育の考え方が普及してまいりました。しかし、いま申し上げましたように、大学はもとと社会に大きく門戸を開いて、それらの中心的役割りを果たしていかねばならないと思ひます。大学教育の今後のあり方に大きなこうした役割りが強調されなければならぬと思ひます。そこで、国立・公立・私立大、こうした大学の公開講座、この開設状況は現在どうなっておりますでしょうか。

○政府委員(宮地實一君) 先生御指摘の、大学が社会に開かれるというために非常に重要な役割りを担っているのではないかと御指摘はまことにそのとおりでございます。大学教育の開放につきましては、先般中央教育審議会の生涯教育に関する小委員会報告という報告がございまして、その中でも大学教育の開放の問題については大変重要な事柄の一つということで取り上げられているわけでございます。

具体的なお尋ねの国公私立大学の公開講座の開設状況がどういう状況にあるかというお尋ねでございますが、公開講座の開設状況は、実は五十五年度についてはまだ報告が参っておりませんので、一応私ども手元の資料としては昭和五十四年度のもの、新しいものとして数字がございまして、五十四年度の数字で申し上げたいと思ひます。

国公私立合算をしまして、全体では二百一大学、千八百一十一講座が開設をされておりまして、全体では約十一万三千人余りが受講をされているという状況でございます。

なお、講座の具体的な内容でございますが、一般市民を対象としたスポーツとか教養を

中心とするもの、あるいは農業従事者や教職員を対象とした専門的なもので、それぞれ各大学で特色を生かした幅広いものが行われておりまして、各方面でも好評を博しているとかように考えているわけでございます。

○柏原ヤス君 私共調査した資料でちよと申し上げますと、これは国立の場合ですが、五十一年度開設講座数三百二十二、三年たつた五十四年度を見ますと、三百五十三と、こういう開設講座数になつております。三年間にわずかに三十三講座ふえたという数字なんですね。その間に私立大学の開設状況は、同じ五十一年度に三百九、大体国立と大差ないんです。むしろ少ない。ところが三年たつた同じ五十四年度、七百七十八と非常にふえているわけなんです。国立の場合は三十講座、私立の場合は約四百七十ふえているわけなんです。こういうデータを申し上げて、文部省はそれに対してそのとおりだとおっしゃると思ひます。国立と私立とを比較してみますと、国立大学の公開講座事業というものは熱心じゃないと、むしろ私立大学の方がはるかに進んでいる、熱心だ。私は国立大学こそ率先して社会に学習の場を提供すべきだと思ひますが、その点国立大学の場合と私立大学の場合とを比較して申し上げるわけなんですけれども、その点文部省としては同感だと、こういうお考えでしょうか。いや、そうではないとおっしゃるんですか。

○政府委員(宮地實一君) ただいま五十一年度と五十四年度の具体的な数字で国立大学の場合と私立大学の場合の開設の講座数の比較で御指摘があったわけでございます。

御指摘の講座数の数はそのとおりでございますが、国立大学の方が数字から見るとずいぶん熱心ではないんじゃないかというおしかりの御質問であつたかと思ひますけれども、国立大学の方でも従来のままその開設を促してきておりますし、そのための経費の拡充に私ども努力をしております。若千これは釈明と申しますか、そういうことに

なるうかと思ひますけれども、具体的に大学の数に對します実施大学数の方で御検討いただきますと、五十一年度は国立では六十四大学実施をしております。比率で申しますと国立では七三%実施をしております。それに対して、私立大学の方は六十五大学で、比率からいいますと二一%ということでございます。そういうことで、国立大学の方は実施大学から言えば従来から相当多くの大学で取り組んでおつたと、具体的な五十一年度と五十四年度の間の講座数の伸びだけから言われますと、その点は私立の方が大変伸びておることは事実でございます。私どもも私立大学でもそういうことで積極的に実施していただいております。しかも最近伸びが非常に高くなつてきているというところは、大学全体がそういう公開講座というものの取り組みというところに近年非常に力を入れてきていただいております。それらの点はこれからの努力をいたしたいと、かように考えております。

○柏原ヤス君 確かに国立大学もがんばつてはいるでしょうけれども、伸びは非常に悪いわけですね。そういう点では私立大学の方が熱心だと、こういうふうに批判されても仕方がないと思ひます。そこで、それじゃ公開講座の予算はどうでしょうか。これは五十一年度から五十六年度まで、確かに倍くらゐに金額はふえております。しかし、国立学校特別会計の〇・〇一%以下ですものね、これ。そういう点で、やはり国立大学こそ率先してやらなければならぬという中で、この予算というものはもともと多くしていかねばならないと思ひます。

そこで、この講座数の伸びがはかばかしくないと、こういう問題点。これは一体大学の姿勢によるものか、大学そのものが積極的にやろうとしていないのか、また地域社会の要請が余り多くないのか。財政難なのか。こういう三つの点を考えてみたんですけれども、大学、特に国立です、国立大学の公開講座の拡充を妨げている

ものは何か、この点をお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地實一君) 国立大学の公開講座の拡充についてどこが支障になっているのかというお尋ねでございますが、先ほども大学の数で申し上げましたように、相当数の大学では公開講座の実施についていろいろと各大学で取り組んでおり、また相当努力をしております。

もちろん予算の面で私どもとしても必要な予算措置を講ずるということで、五十一年から申しましたら、御指摘のようにほぼ予算額も倍増というぐらゐのところまで努力を積み重ねてきておるわけでございます。あるいは大学の姿勢にも問題があるのではないかと御指摘もございましたが、先ほどもちよと申し上げました生涯教育という観点から、大学の開放といふことが、地域社会に對して大学が開かれた姿勢で公開講座などに積極的に取り組んでいくということは、生涯教育の面からも非常に大事なことでございまして、大学の姿勢もそういう方向に向かつてきておるわけでございます。それらの点は、大学人自身が、やはりこうやって大学の公開講座というふうなものが、何か大学の本来の使命からや付加的なものに止まるか、そういうような使命というぐらゐにかかと思われがちなわけでございますけれども、大学自身がそういう点はやはりもっと積極的な姿勢で地域社会に對して大学の役割りというものを積極的に認識をしていただきまして、大学みずからがそういう方面にも大学としても大事な一つの使命だというぐらゐに自覚を深めていただければ、こういう公開講座の問題についても今後さらに積極的に取り組んでいただきたいと、かように考えております。

御指摘の予算の面も、こういう時期でございますが、非常に予算的にも苦しいということも確かにございまして、やはりいま申しましたような公開講座の持つております意味を考えますと、私どもその予算は非常に大事なものの一つで

あると、かように考えております。したがって、各大学が具体的に積極的な姿勢で取り組むという姿勢を示しているものに対しては、予算の面でも十分な対応を考えていきたいと、かように心得ております。

○柏原ヤス君　やはり一番大きなネックは予算が少ないということだと思います。そういう点で、実際大学で取り組んでいる公開講座の例を取り上げてみますと、岩手大学、ここでは毎年農民に対して農業技術講座を開いております。ところが、非常にこれは受けられている講座なんですけれども、予算の面で非常に制約されている。また、東北、金沢、香川、この大学などはこうした公開講座に歴史を持っている。大学教育開放センターというようなものを大学の正規の組織として設けている。専任の担当教員が配属されている。また、地域文化や地場産業とも密着したテーマで公開講座が開かれていて、教育委員会や商工会議所との共催事業、こういうのも活発に開いている。まあこういうところが幾つか――調べればもっとあると思います。

ところが、大学としてやりたいけれども、やはり予算の確保ができない。ましてや専任教員の配置などは非常にむずかしい。そこで、こういう大学で積極的に取り組んでいるところもあるんですから、そこに長期的なバックアップ、これがぜひ必要だと思ふんです。そういう点、いかがでしようか。

○政府委員(宮地貫一君)　お話のように、幾つか具体的事例を挙げまして御指摘があったわけでございます。確かに、たとえば東北大学、金沢大学、香川大学というところでは、たとえば東北大学では教育学部大学教育開放センターというふうなものを、学内組織ということでございまして、置いて積極的に取り組んでおります。また、金沢大学でも大学教育開放センターというものを置いてやっております。香川大学の場合にも同じく大学教育開放センターということで、相当組織的に取り組んでいる大学の中にはあるわけ

でございます。

私どももいたしまして、やはり大学自体が積極的な姿勢で公開講座というものに取り組んでいただくその姿勢がやはり第一には必要なことだと思ふんです。そういう学内組織というふうな形で取り組んでいるというところなどについて、いま御指摘の、長期計画でという御指摘があったわけでございますが、そういう学内組織でも置いて対応しているというところなどに対しては、積極的にその大学の取り組みを評価いたしまして、今後とも長期的に対応はしていかなければならない課題というぐあいに考えております。

なお、予算の点でちよつと申し上げますと、公開講座の経費として、国立大学の場合でございますが、国立大学の場合には五十五年度予算が一億二千四百万余りでございます。五十六年度予算としては一億二千七百万余りでございます。大変苦しい状況の中で私ども若干ではございますが、予算の増額の努力をいたしてきております。

なお、そのほかに公開講座とは若干趣旨は外れるかと思ひますが、やはり大学の開放という点では、たとえば体育施設の開放のために積極的に取り組んでおられるわけでございます。五十五年度予算では、国立大学、国立学校の体育施設の開放経費としては八千五百万余りございましたものを、若干でございますが、八千六百万というところで、金額的には大きい金額ではございませんが、そういうものを伸ばしてまいってきつておるところでございます。御指摘のような長期計画ということで具体的な個々の大学の取り組みに応じて対応していかなければならぬということで、いつまでにどういうという長期の計画を具体的にかなかなか立てたい事情もございしますが、やはり組織的な活動をしているところには今後とも十分それを伸ばしていくという方向で対応をいたしたいと、かように考えております。

○柏原ヤス君　大学の公開講座、自治体では県民大学とか市民大学、大都市では民間のカルチュア

センター、こういうものが非常に盛んになってまいりました。その背景はどうかを考えてみますと、これは確かに国民の生涯教育意識の高まりだということがあると思ひます。

しかし、それに反して依然として大学は社会人には容易に門戸を開こうとしない、そうした点から県民大学とか市民大学、民間のカルチュアセンターなどが大変盛んになっているということがあると思ふんです。いわゆる社会人には門戸を開こうとしない大学に対する欲求不満、これが大きな要因になっているのではないかと、こういうふうに思ふます。この点大臣はどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(田中龍夫君)　ただいまいろいろ御指摘がございましたけれども、生活環境の非常な変化も激しいございまして、また国民がその間に生涯を通じての新しい知識、技術を身につけ、そうしてまた豊かな教養と能力の向上を図るという要望も強くあらわれておると、こうした事情を背景といたしまして国民の生涯教育の意識が高まり、また社会教育活動や民間の文化事業がいよいよ盛んになったものと考えますが、大学におきましてもその機能をば生かしまして、公開講座でありますとかあるいはまた聴講生、研究生の制度その他いろいろの制度の拡充を図ってまいりまして、成人に対しまして学校の開放、さらには積極的にこれらのニーズに取り組んでいかなきゃならない。いろいろとそれに対しての予算その他十二分な手当てができてないというおしかりもございましたが、われわれもいたしましてはできる限りそういう面についての充実を図ってまいりたい、そして中教審等の答申にあります生涯教育のあり方についても対応していかなければならない、開かれた大学にしなければならぬ、かように考えておる次第でございます。

○柏原ヤス君　これは私が見た本に書かれている内容なんです。『変革期の大学像』という本です。そこに開かれた大学の実際というんですか、実態が述べられております。スウェーデンの例、

一九六九年の大学の入学制度の改革で、一部の学部ですけれども、年齢二十五歳以上、五年以上社会で働いた経験者、これを自由に入学を認めるといふ制度を充足させております。そのためか、このときから大学進学率が低下したというふうな結果にもなっておりますが、これは大学にいつでもはいれるなら、高校卒業後まず社会に出て、自分が何をすべきかを見きわめた上で進学すればいいというふうな考えを持つ者がふえてきたんじゃないかと、こういうふうにも想像されるわけです。またアメリカでは大学が存続し発展するためには成人学生の数をさらにふやさなければ成り立たないという事情がある。また一方、成人側にも学習を必要とするアメリカ社会の現実的な理由、こういう要素で大学が大きく社会に開かれていると、こういうふうなことが書かれておりました。相当スウェーデンにしてもアメリカにしても大学は社会に開かれているんだと。

これを日本の学歴社会あるいは終身雇用が確立しているところに当てはめるのは無理かもしれせんけれども、日本の教育制度のひずみがいろいろな形であらわれております。また高齢化社会を迎えようとしているのが国にとって、こうした外国の例は非常に参考にするべきではないかと、こういうふうにして申し上げるわけですが、大臣はわが国における生涯教育のあり方というものをどういうふうにお考えになつておられるかお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(田中龍夫君)　ただいま先生がアメリカやスウェーデンの例をお引きになりまして日本の生涯教育のあり方についての見解を御質問に相なりましたが、先ほど来申し上げておりますように、わが国の著しい人口の増加やあるいはまた社会構造の変化、さらに高齢化現象といったようなものに対応いたしまして、文部省におきましては高齢者の学習でありますとかスポーツ活動の奨励あるいはまた地域における社会教育あるいは生涯教育、高齢者のための教室といったような推進を特にいたしております。私は生涯教育というものを

はそもそも生きがいのある生涯を送らうとする各人の自発的な学習意欲を基本とするものであると考えておりますが、この生涯教育の問題につきましても、現在中央教育審議会において御審議を願っておりますのでございまして、その結果を踏まえましてさらに対処してまいりたい、かように考えております。

○柏原ヤス君 いま大臣がおっしゃった中教審の生涯教育に関する小委員会の報告、これについて幾つかの点をお聞きしたかったんですが、時間がちよつと足りなくなりそうなので、機会を改めて、またこの面をお聞きしたいと思ひます。

そこで、まず国民の間に生涯教育の必要性というものが意識されてくると思ひますが、今度審議される放送大学というものは生涯教育の観点からどのような役割を果たすのか、大臣にお答えをお願いいたします。

○國務大臣(田中龍夫君) この生涯教育という面から申しますならば、開かれた大学という中におきましても、特に中教審の三月十四日の小委員会の報告にもございまして、放送大学というものは今後におけるわが国の高等教育のあり方に関する新しい役割を果たすものであると、また生涯教育の観点からも人々に広く高等教育の機会を提供するものとして非常に重要であり、またその早期の実現を期待するといったようなことを申し上げておる次第でありまして、放送大学が学校教育法の規定に基づいて文部大臣の認可を受けて設置される正規の大学といたしまして構想しておるものでございまして、その対象については、高等学校の新卒者のみならず、広く社会人や家庭婦人等に大学教育の機会を提供する、こういった意味で、放送大学というものは、国民の生涯教育、生涯学習のために正規の大学教育を提供するという点におきましては大きな私的機能を果たし、非常な変化をいたします社会的なニーズにこたえるものである、かように考えております。

何を大臣は期待していらっしゃるのでしょうか。○國務大臣(田中龍夫君) 私は、この生涯教育という名の一つの最近の言葉でございまして、しかしながら特に高齢化してまいってございまして日本の条件、それにこたえましてそうして高齢化いたしましたもなおかつ生きがいのある希望の持てる社会づくりということ、やはり非常に重大な、大事な私は政治の問題だと、かように考えてもおります。そのほか特に学歴社会と言われるような非常に今日の社会における批判に對してしても、高卒の方であり、そうしてそういう方々がなお勉強しようと思へば十分にそれこたえただけの姿になつておりますし、また非常な日進月歩する社会環境によつて家庭の婦人その他多くの方々が余暇というものをもちになつた場合におきましては、それに対して高い教養と情操の問題につきましても学習ができるこういういろいろな面がある、そういうことから特に御提案を申し上げたような次第でございまして、

○柏原ヤス君 次に、スクーリングに関する問題の幾つかをお聞きいたします。

教育には学生と教員あるいは学生同士、こうした間柄の議論の場というものが非常に大切だと思ひます。その点で放送大学では放送という一方的な伝達手段、これが主たる教育の手段となりまして、そこで果たして大学教育と呼ぶにふさわしい教育ができるかどうかという点が大きな問題点だと思ひます。

そこで、放送大学は大学にふさわしい質の問題をどのように確保しようとしていらっしゃるのか、お伺ひいたします。

○政府委員(宮地實一君) 御提案申し上げております放送大学は、具体的な学習指導の方法といたしましては、テレビ、ラジオの放送によりまして授業を視聴すること、教科書、参考書等印刷教材によりまして自学自習、レポートの提出等をあわせて行うわけでございます。さらに演習とかあるいは実習科目等につきましては、それぞれ各地に設けます学習センターで面接指導を行うということ

にいたしております。なお学習センターではスクーリングのほかガイダンスとかカウンセリングといたうような面での教育指導もあわせ行うことについてお聞きでございます。大学の具体的な教育課程とか履修方法というようになことににつきまして、大学が発足いたしました後、大学の関係者によつて定められることになるわけでございまして、

今日まで私どもいろいろ調査会等で検討をしていただいております。構想のところで申し上げますと、放送大学の学部の学生は、準備学習を除きますと、通常の一般の大学で言いますれば教室の授業に相当する学習のウェイトが放送視聴が約三分の一、教科書の印刷教材の学習が約三分の一、面接指導が約三分の一というよう構成で通常の一般の大学におきまして授業に当たるもの、そういう構成で考えていくことをただいままでのところ検討結果としては考えております。これは具体的に、こういう学習形態というものは、放送教育ないし通信教育もそうでございまして、

そういうものを持つております特性を生かしながら、一面なお御指摘のような欠点の面を面接指導というふうなもので補つていくことを考えているわけでございまして、具体的な教育指導の展開に当たりますてはいろいろ工夫しなければならぬ点はあるかと思ひます。しかしながら、全体といたしまして大学教育としての実質を十分保持する内容のものをも私どもとしてはこの放送大学で実現をいたしたいと、かように考えております。

なお御参考までに、それでは放送大学の学部学生が仮に四年間で卒業するというような場合には、具体的にどの程度のどのような学習になるのかという点を申し上げますと、たとえば平均的な適当な学習時間という点で申し上げますと、放送授業の視聴をいたしますのが四十五分番組を四、五回程度視聴をする、教科書等の印刷教材の学習の時間が四、五時間、ほかに面接指導というものが週一回三時間程度ということ、その程度の学習時間に対応すれば大体通常の大学の教室の授業に相当するものにならうかというぐあいに想定をいたして

たしております。

なお、もちろんこの中には通常の授業の場合に予習等の準備学習というものが考えられるわけでございまして、その点はただいま申し上げた中には含まれていないわけでございまして、御参考までに四年間で卒業する場合の履修のあり方としてはその程度の学習がやはり必要であらうというぐあいに考えております。

○柏原ヤス君 面接指導が一週間に一回、大体時間が三時間というお話でございましたね。

そこで、このスクーリングというものが非常に大事だと思ひますので、この点で一体直接学生の指導に当たる学習センター、そこで十分にできるかどうか、不十分じゃないかと思うわけなんです。教員の人員計画というものが非常に不十分だからそういう意見を持つわけなんです。この学習センターの教員一人当たり学生数は何人になりますか。

○政府委員(宮地實一君) 第一期計画で私ども現在想定をいたしておりますところは、在学者数を三万人ということで考えますと、関東地域で学習センターが六カ所計画すること、

で全科目を履修する履修生が三分の二で約三千三百人、科目別の専科履修生と申しますか、特定の科目だけを履修したいということで履修する学生が残り三分の一程度で約千七百名ということ、構想をいたしております。

○柏原ヤス君 教員数はどうなっておりますか。

○政府委員(宮地實一君) 教員数につきましては、学習センターに配属いたします教員の数、これは、学習センターに専任を五名、非常勤講師を三十名といたしまして、一人で三ないし四学級を担当し、一学級について毎週一回の授業を行うというような

事柄を想定として考えているところでございます。

○柏原ヤス君 これは概算ですけれども、教員一人当たりが学生が何人になるかというふうな計算もできるわけでしょう。

○政府委員(宮地實一君) 学習センターでの具体の学習状況というのはこれからになります。私どもが想定をいたしておる点で御説明を申し上げますと、先ほど御説明をしたような履修生を想定いたしまして、学習センターでは七教室を毎週十九回、これはやや細かくなりますけれども、日曜日四回、火曜日から土曜日は各三回というふうなことで毎週十九回というふうな形で面接授業を開設するというところで、一学級当たりの学生数は約三十名と想定をしておるところでございます。

そして、先ほど申し上げましたような非常勤講師を含めましての教員スタッフで、教員一人当たりの学生数としては九十人から百二十人ぐらいの程度というところが対象になるといふぐあいには、これは個々の具体の対応をいたしましてはそれぞれいろいろな事柄が入ってまいりますから、ただいま説明申し上げているとおりにまいるというわけではございませんので、一応個々の学習センターの構成なり施設というものを想定する前提として、ただいま申し上げたような数字で私どもとしては計算をして構想を立てておるところでございます。

○柏原ヤス君 そこで、どういう御説明を承っても、また自分は自分なりに計算してみても、学生が五千名、教員の数が三十五人、それがどうフル回転してみても、とてもじゃないけれども問題にならないのじゃないかと。それも毎日毎日学生と教員とが呼吸を合わせてやっているとないですけれども、一週間に一遍、一体何がどういふふうに行われるんだらう。いろいろ御説明は御説明ですけれども、実際はそううまくいくわけがないと。そういうことをこれ以上くどく申し上げても、実際その場になってみて考えますと、そういう逃げる道があるわけです。確かに、実際そのと

きになってみなきや何だつてわからないと言えはわからないわけですね。ですけれども、いまこの数字をいろいろ組み合わせてみても不十分だと、こういうふうにはお考えになつておられるでしょうね。それともうまいくぞうというふうな期待を持ておられるでしょうか、その点単純に答えていただきたい。文部省としても丸める答弁ばかりして、それが仕事じゃない。実際文部省の責任において、やはり何か考えていかなければならないわけですから心配してお聞きしているわけです。

○政府委員(宮地實一君) 先ほど来御説明もいたしておりますように、放送大学はこれからつくり出していくわけでございますが、基本構想その他、従来関係者にも寄つていただきまして、ずいぶん考え方についてはいろいろと構想を練つてきておるわけでございます。先ほど御指摘があつたわけでございますが、放送大学ということで、放送を行つて教育を行うわけでございます。単に何と申しますか、そういう一方通行ということだけでは教育というものは成り立たないという点も御指摘があるわけでございます。

そういうようなことを受けてまして、私どもとしてはスクーリングが教育の面で果たす機能としては非常に大事なものだといふ認識に立ちまして、教育課程全体の中では放送視聴が約三分の一、スクーリングが三分の一、印刷教材の学習が三分の一というふうな形でやつていく必要があるであらうというところを考へておるわけでございます。

そして、従来の通信教育が、これは私立大学の関係者が大変長年苦心をして取り組んできていただいておるわけでございますが、やはり通信教育をやつてきております経験者、関係者の方々からいろいろな面でお話を伺うと、やはり面接授業の持ち方が大変通信教育の場合にも具体の対応で、なるだけ面接授業を受けやすいような対応をいろいろ考へておるようでございますが、年間に一回、たとえば夏休み等の機会に一月というふうな形で面接授業を受けるといふような事柄が、スクーリ

ングをやる場合の具体的な面であるといふとネットワークになっているといふようなことも伺つたわけでございます。したがつて、放送大学の場合には、スクーリングの場所として学習センターを各地に開催をして、なるべく出席しやすいような形でスクーリングの場所を確保するといふようなことを計画として考へておるわけでございます。具体の学習センターそのものにいたしまして、これもまたたとえば、既存の国立大学等にもいろいろと御協力をお願いするといふような必要でございます。

また、学習センターを實際にどういふ形で設けるのが受講生にとって一番受けやすいかといふようなことから言へば、ただいまのところ基本的には各県に一方所の学習センターといふことで計画をいたしておりますけれども、さらに具体の計画で、たとえば考えられる点で申し上げますと、各県に一方所の学習センターを設けるにいたしまして、さらにその学習センターのいろいろ、プラ

ンチと申しますか、そういうようなものを具体的に、これはどういふ形で置くことになるのか、たとえば比較的人の集まりやすいような場所にそれぞれ教室を確保して、スクーリングの授業を受けやすいような形のものを適切な方法で広げていくということも、やはり必要なことであらうかと思つております。まあ物理的なそういう場所の確保と同時に、もちろんスクーリングを担当する教員の確保が非常に大事な点でございます。これらについて、スクーリングをやる際に学習センターの非常勤講師として御協力をいただくといふようなこともこれから考へていかなければならぬ事柄でございます。

先ほどの御説明が、数字の点から申せば先生御指摘のような数字で、大変教官の数が少ないではないかといふ御指摘だらうと思つておりますが、スクーリングをやつていく際の具体の中身としては、私も計画中で考えれば、比較的小さい学級編制をいたしまして教官が指導に当たるといふことが可能

になるというぐあいに考へておるわけでございます。学生と教師、また学生相互間の触れ合いといふ点も、接点がやはり教育の機能で果たす面が非常に大きいといふことは御指摘のとおりでございます。そういう意味で私どももスクーリングというものを重視して対応したいといふ、かように考へております。

○柏原ヤス君 先ほどのお話のように、スクーリングを毎週一回受けることができるというふうになるようですが、働く社会人の立場も考えまして夏季とか、また比較的長期に休暇をとれる期間というのがあるわけですね。そういう集中的にスクーリングを受けられるようにやはりすべきではないか、そういう点も考へられないものかと、こういうふうには思いますが、その点は、そういうことは考へてない、こういう行き方ではないかといふこと

○政府委員(宮地實一君) 先ほどの説明は、参考として週一回のスクーリングを受けることとすればいいことでは御説明を申したわけでございます。具体的にはスクーリングの実施につきましては、もちろん大学自体が具体的に検討することになるわけでございますが、いま先生御指摘のような、たとえば働く社会人のために週一回毎週出るというような形ではなく、たとえば比較的夏季等であつてスクーリングをとるといふような形とか、いろいろな履修生が受けやすいような形をいろいろと配慮すべきではないかといふことは、これは御指摘のとおりであらうと思つております。具体の実施の方法では、そういう受講生の希望と申しますか、そういうようなものがどういふ形でのスクーリングを希望するか、そういうようなことも、実際の実施に当たつては希望を聞いた上で、たとえば夏季等にまとめてとるような対応が考えられるという場合には、そういう具体的な対応をするという考へております。したがつて、週一回受ける形以外のとり方というものは考へられないといふようには決して考へていないつもりでございます。

て、これは今後具体に大学の方で計画を立てていただくことになる事柄であらうかと思ひます。

○柏原ヤス君 スクーリングを実施する学習センター、これは放送大学の第一期計画ではどこかというふうにもう設置の場所が決まっておりますのでしようか。もし決まっておりますらお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(宮地眞一君) 第一期計画での具体的な場所としてはどういふところを考へているかというお尋ねでございますが、具体的に想定をいたしておりますところとしては、東京都では二カ所を考へ、ほかに千葉、埼玉、神奈川の各県で一カ所を考へ、ほかに関東エリアで送信所を一カ所設置をするという計画で考へておるわけでございますが、その送信所の設置に一カ所配置するというところで、六カ所を配置するということを計画いたしております。

○柏原ヤス君 その千葉、埼玉、神奈川というのは、どこというところはまだ検討はされてないんですか。

○政府委員(宮地眞一君) 私どもこの放送大学が、先ほども申しましたように、国公立大学の御協力も得てやっていかなければならないものであるということが基本にあるわけでございます。そういう意味で、もちろん、この法案の御審議をいただき、法案が成立をして、具体に放送大学の業務が動き出せば、それに対して、それから事務を探るといふようなことでは、とても実務的にいろいろ準備がございまして、私どもただいまのところは、国立大学の関係者等と具体的にどういふことが考へられるかというところは、内部の相談としてはいろいろと相談もいたしておりますところでございますが、具体の場所がどこであるかというふうなことは、これはまあ大学自体がお決めることとさせていただきます。私どもとしてはそういう実務的な相談はいろいろとさせていただいておきますけれども、具体の場所がどこであるかというところについては、ここでの答弁はただいまのところ申し上げかねるところでございます。

○柏原ヤス君 イギリスで大変、オープンユニバーシティでは積極的な、また評判な放送利用の大学となっているんですけれども、そこでのスクーリングがどういふふうに行われているか、この実施状況、特に特徴のある点を聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(宮地眞一君) イギリスのオープンユニバーシティのスクーリングの状況についてのお尋ねでございます。イギリスのオープンユニバーシティでは、学習センターとしては約二百六十の学習センターを設けてまして、五千六百人以上の非常勤のチューターとカウンセラーがスタッフを配置をされて、学生に対する面接授業や学習指導、学習相談が行われているようにございます。学習センターにおいて面接授業等が行われます時間は、月曜から金曜まで、午後六時から九時ないし十時までというふうなことで、各地域の中心都市にございまして比較的規模の大きい学習センターでは、土曜日は朝から夜間まで開かれていっているというふうなことを伺っております。

○柏原ヤス君 私は、放送大学の成功、不成功というのはいくらも何と云つてもこのスクーリングがよく行われるというところにかかっているんじゃないかと考へております。そういう点で教育方法に占めるその割合が少ないのではないかと、こういうふうにも思つてお聞きするわけですが、従来の通信教育の場合は三十単位のスクーリングが必要とされておりますが、放送大学ではそのうち十単位は放送視聴をもつてかえるというふうになつていりますが、これは私は疑問だと思ふ。そういう点、文部省としてはどのように考へていらつしやいますか。

○政府委員(宮地眞一君) スクーリングが非常に重要な要素を占めるというところは御指摘のとおりでございます。先ほども御説明しましたような放送大学におきます学習形態といたしましては、放送の視聴とスクーリングと印刷教材等の学習というものをそれぞれ三分の一度の構成で考へていられるわけでございます。問題は、通信教育におき

ます面接授業というものを、この放送大学の場合には放送で代替を認めまして、面接授業を二十単位相当というところで十単位を放送で代替し得るというふうな方向で大学基準分科会でございますが、通信教育の放送大学特別委員会等での検討ではそういうことが、放送授業で十単位を認めるという方向で考へられておるわけでございまして、この点は通常の通信教育の場合とは異なる放送大学の一つの特徴といひます。放送視聴によりウエイトを置くというところは、考へ方としては私どもそのことが即面接授業というもののウエイトを軽く見るということには必ずしもなるとは言えないと、かように考へます。やはり放送大学の特性を生かすという観点から各専門委員の間で議論をいたしました。そういう代替を認め得るというところで対応してきておるわけでございまして、これは放送大学自体の持つ一つの特色を生かせば、そういう放送面のウエイトを単位で換算すればそういうことを認めることも可能かと、かように考へている次第でございます。

○柏原ヤス君 放送大学の特徴を生かすためにという理由でスクーリングの単位を十単位減らすということはどうしても納得いかないわけですが。放送大学が非常に特徴のある大学だということはわかりますけれども、何もスクーリングの時間を減らさなくてもいいんじゃないか。通信教育でこのスクーリングの問題が非常に一つの難問題となる。通信教育を希望しても卒業するのが本当に二割程度だと。それはこのスクーリングがやはり問題であつて、そういう成果しかおさめられない。そういうような通信教育の場合考へてやればスクーリングというものはえらい問題だと、放送大学を成功させるにはこのややこしいところを減らそうと、こういうふうにも考へて減らしたんじゃないかというふうにも考へてお聞きするわけなんです。その点どうですか。まことに放送大学の特性を生かすためにと言つていらつしやるけれども、何かごまかしじゃないかなあ、そういうふうにも思ふんですが、どうですか。

○政府委員(宮地眞一君) 先ほど御説明をいたしましたような大学の基準分科会大学通信教育・放送大学特別委員会御議論をいたしまして、その点の考へ方としては、先ほど御説明をいたしましたような考へ方で、そういう方向が示されているということでございます。卒業要件としてももちろんこの大学も、問題は、放送授業によって修得した単位をどれだけ認めるかということになるわけでございまして、スクーリングそのものを重視するという考へ方は、先ほど申しましたように、学習のおおむね三分の一度をスクーリングで実施をするという考へ方に立つておりますが、単位の修得そのもので申しますと、放送授業での修得単位を十単位代替を認めるという考へ方で、そのところを弾力的な実施を認めてはどうかということになったわけでございまして、私どもとしてはスクーリングの意味の、何といひますか、重要性というものをそのことで減らしたというぐあいには理解をしていないわけでございます。

○柏原ヤス君 スクーリングの問題の最後に、有給教育休暇ということについてお聞きいたします。通信教育を受ける学生の共通の悩みというのが何と言つてもスクーリングへの出席が十分にできない、休暇がとれない、最大の障害になっているわけですが。これは文部省の調査でも明らかであつて、文部省としてもこれはよく御存じだと思ふんですね。中教審の生涯教育の報告の中でも、有給教育の休暇については将来の課題として触れております。また、この制度のことについては前国会で大臣にもお聞きして、前向きに取り組むという御答弁をいただいているんですが、その後の努力、どのような成果が期待されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(田中龍夫君) 御指摘のごとくに中教審の生涯教育に関する小委員会の報告におきましても、この勤労者のための休暇につきましては、いろいろと検討すべき問題でもあるので、将来の課題として進める必要があると、こういうふう

申しておりますが、いま先生がおっしゃったように、私の過般の答弁におきましても同様でございます。この問題は文部省限りで対応するということではなく、なかむずかしい問題もございす。他の省庁にも関係が深いことでありますので、全般的な問題としてこれをとらえなければならぬという問題であります。特に当面の放送大学におけるスクリーニングという具体的な問題につきましても、非常に重大な問題でもございすので、さらに文部省といたしまして、検討を続けてまいり、ぜひ何とか解決しなければならぬと、かように考えております。

○柏原ヤス君 それでは、労働省にお伺いします。この有給教育休暇、この制度化、これについてどんな取り組みがされているかお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(野崎和昭君) 有給教育訓練休暇につきましては、労働省といたしましては昭和五十年から有給教育訓練休暇奨励給付金制度というものを設けて、その普及に努めているところでございす。

内容を申し上げますと、労働者に教育訓練のための有給の休暇を付与いたします事業主に對しまして、中小企業の場合には労働者一人一日につきまして千八百八十円の助成をいたしております。大企業の場合には千四百四十円でございます。それから、労働者御本人に對しましては受講を奨励する意味で七百五十円の受講奨励金を支給いたしているわけでございす。

参考までに支給実績を申し上げますと、五十四年度では延べ八日にいたしまして三万七千人日ということになっております。私どもの行っておりますこのような有給教育訓練休暇の普及とは別に、それも含めまして広く民間企業での程度有給教育訓練休暇を付与されているかというところをかつて調査いたしましたことがございす。大体一割前後の企業で制度を持っているのではないだろうかというふうに見えているわけでございす。そこで、お尋ねの有給教育訓練休暇を法制化し

て使用者に付与を義務づけるという点でございすけれども、私どもとしては、有給教育訓練休暇制度が普及することは非常に望ましいことであると考えておりますけれども、ただいまのような普及状況等から見まして、直ちに法制化するというのはいかであるか、若干時期尚早ではないか、将来の検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。したがって、当面はただいまも申し上げましたような奨励給付金制度を活用いたしまして実際に制度の普及拡大に努める、そういう方向で対処したいと考えております。

○柏原ヤス君 いまの労働省のお答えを聞いて、まことに前途遠慮、本気になってこの教育休暇というものが制度化されるかどうか。一番このスクリーニングが最大の障害になっている、まあいろいろそうした調査もできている、しかも放送大学というものはそれこそ新しい教育、そしてそれこそ生涯教育と、こう大きな目標を掲げてこれから国が取り組もうとしているんですから、何といつても効果を上げるのにはその最大の障害というものを取り除かなければ効果は出ないと思ひます。こんなことを私が一々言うまでもなく、本当にやっていたらだいたい、もうこういふふうにはだれもが思っておると思うんですね。

そういう点で、大臣の前の御答弁を重ねてこでしつこく言うわけじゃありませんけれども、十分にやる気がございすから御安心くださいと言つて、御安心くださいとおっしゃったんだから私も安心したいわけなんです。どうして御安心くださいいなくて大臣はおっしゃったのかな、これだけのことをおっしゃるのには相当腹案をお持ちであるからこそ、また政府としてもそれに前向きに取り組みをする期待があるからこそこういふふうに御安心くださいというふうにおっしゃったんだと思ひます。ところが、一年たつてもっと安心したかったのに安心どころじゃない、これじゃもうお話をにならないんじゃないかというふうにいま痛感するわけなんです。労働省のお答えなどは

もう全く気がないというふうに感じられるわけですね。大臣もひとつ文部省として労働省に強力に、強烈にアタックしていただきたいと思ひます。その点いかがですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 先生御指摘のように、放送大学というものの生命というものはやっぱりスクリーニングにございす。そのスクリーニングの中におきましても、御指摘のように、なかなかむずかしい問題があるところに持ってきたら、この問題がやはり本当に今後の目玉になるというところを考えますと、御督励をいただくまでもなく、労働大臣に對しては強烈に私からお願ひをしなきゃならぬ、かように考えます。

○柏原ヤス君 次に、学生の受け入れに關して、二、三の問題をお聞きいたします。

先ほど大学にふさわしい教育の質をどのように確保するかという点で伺ったんですが、また別の面から言うところ、放送大学への学生の入学はどうなつておるか。先着順または抽せんというふうになつておるか。入学者の選抜試験を実施しないということなんです。入学者の質の点、問題があるのではないかと、こう思ひますが、この点どうでしょうか。

○政府委員(宮地眞一君) 基本的には放送大学が高等教育に對します国民の広範な要請にこたえて、広く社会人や家庭婦人等にも高等教育の機会を提供するということを目的とした正規の大学として構想されてきておるわけでございす。一般的に申せば、入学資格はほかの国公私立大学と同様に、基本的には高等学校卒業を入学資格とするものではございすけれども、高校卒業資格は持つていないけれどもそれと同等以上の能力があることを認められる方々に對しては門戸が開放されておるべきものではないかと、かように考えております。したがって、学力試験で入学者を選抜するというようなことではなくて、御指摘のような先着順ないし抽せんというような方法も取り入れて、そういう意味で、だれにでも開かれた大学ということではないかと考えておるわけ

でございます。

問題は、やっぱり学ぼうとする意欲を持った方々に入つてきていただくということが非常に大事なこととございまして、そういう方々に對しては広く門戸を開くという考え方でございす。もちろん正規の大学として、単位の認定でございすとか、あるいは成績の評価ということについては、これは大学自体で厳正に行われるわけでございまして、非常に平たい言葉で言へば、入るのはやさしいけれども卒業するには十分な学習をしていただいた者が卒業できるというふうな形の大学であつてほしいものと、かように考えております。そうすることによりましてこの放送大学に對します社会の評価というものが適正な評価を得ることができるようになるのではないかと、かように考えております。

先着順で何か質が低くなりはないかというふうな御懸念でも御質問であつたかと思ひますけれども、私も、大学の身としてはレベルの高い教育をわかりやすくといひます。わかりやすく教育をし、そして意欲を持った人たちに入つていただいて、学習したことについてはもちろん大学として厳正な成績の評価を行うというものであつて初めて意欲のある人たちが学び、入るのは入りやすく、そして一定のレベルを修得してもらった者が卒業できるという方向で運用をしていくということとございまして、先生御指摘の質の確保は大丈夫かという点につきましては、私も、この大学の関係者は、そういう点では最大の努力を払つていただけるものと信じております。要は、大学のレベルを十分確保したものとしまして、大学の事柄は、やさしく、受け取りやすい、のみ込みやすい説明になりますけれども、レベルは十分大学レベルのものを確保した、ほかの大学に何ら遜色のない、りっぱな大学になつていただかなければならないと、かように考えております。

○柏原ヤス君 先着順、抽せんというふうな方法が大学の入学のあり方であるかどうか、私はやは

り問題だと思ふんです。入学者の選抜試験を厳しくやるのではなくて、何か方法がないものだろうか、入れてから大いに勉強するようなそうした仕組み。相当、試験を受けて厳しい受験競争の中で選ばれた学生でも勉強しない学生が多いのが日本の現状の中で、果たして放送大学の学生が本当に勉強するかどうか、これはやってみなきゃわからないということですから、今後の問題としていろいろ検討していきたいと思っております。

ことしは国際障害者年、放送大学への障害者の受け入れ、これは考えていらつしやるんでしようか。

○政府委員(宮地貫一君) 障害者の受け入れについて考えているのかというお話でございますが、もちろん、放送方法でございますとか、学習センタ一の施設などについて、そういう障害者の事情も十分念頭に置いて配慮をしていかなければならない事柄であるかと思ひます。もちろん具体的問題についてはこれから検討されることではあるうかと思ひますが、具体的な受け入れ方法とか学習方法などについて、たとえば学生募集要項などで明らかにしておくというようにすることが望ましいことではないかと、かように考えております。

○柏原ヤス君 障害者の場合で、私はやはりスクーリングが最大の障害になるんじゃないか、果たしてスクーリングの参加ができるかどうか、その配慮というものが真つ先に考えられなければならぬと思ふんですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 障害者の方々で放送大学でぜひ勉強したいという方がどのぐらい希望者がございまして、その具体の数字も把握した上で考えなければなりません。たとえば、やはり施設の面などでは、そういう障害者の方々も受け入れるということを念頭に置きました施設の整備をするに当たりまして、そういう配慮をしたものをあらかじめ用意していくというようなことは積極的に考えておかなければならない課題であるうかと、かように考えております。

○柏原ヤス君 次に、放送大学の学生に対する奨学制度、これは適用されるんでしようか。

○政府委員(宮地貫一君) 現在の制度で申し上げますと、大学の通信教育を受ける学生に對します奨学金についてはスクーリングの実態等を勘案いたしまして貸与の対象にいたしておるわけでございます。通年スクーリングの場合で申しますと月額二万七千円でございますし、夏季等特別の期間のスクーリングの場合では一期間で六万円というようなことで、通信教育を受ける学生に對する奨学金についてはそういう取り扱いになっていっているのが現状でございます。

放送大学の場合の学生に對します奨学金のあり方というのは、この通信教育の場合が一つの参考になるわけでございまして、そういうものをも参考にして、合理的な仕組みとしてどういう考え方がいのか、これからの検討課題ということでも検討したい、かように考えております。

○柏原ヤス君 次に、卒業及び単位に關することについてお伺いしたいんですが、放送大学は学部の組織編成、そういうもの、また基本的なあり方については大学設置基準、これに準拠する、また教育方法、単位の計算方法、こういうものは新たに通信教育に即した基準を定める、こういうふうになつていようんですが、その検討の状況、前回にもお聞きいたしました、その後進んでおりますら、その状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) 前回御説明申し上げた点でございますが、大学設置基準に従ひまして大学基準協会が定めました大学通信教育基準があるわけでございまして、この放送大学を含めまして、通信教育のみを行う学部の設置が学校教育法の一部改正が行われて可能となることによりまして、大学通信教育全体の基準のあり方について基準分科会に特別委員会を設けて審議を願つているところでございます。

現在までの審議についておおむね共通的な了解に達している点で申し上げますと、学部の組織編

成とか、教育課程、卒業要件等基本的なあり方は大学設置基準に準拠する考え方が一点ございまして。ほかに、教育方法とか、単位の計算方法等につきましては通信教育に即した基準を設けるといふようなことが基本的な了解点でございまして、私どもとしては、この設置審議会が結論が得られましたならば、それらに沿ひまして放送大学を含みます大学通信教育の基準を制定することについておるわけでございまして。

たとえば、もう少し具体的に御説明を申し上げますと、通信教育を行ひ得る専攻分野としては、具体的な学部等の例示ということとは避けまして、抽象的な表現になりますけれども、通信による教育の方法によつて十分な教育上の効果を期待できるような専攻分野についてこれを行うことができるといふような、その意味では大変抽象的な形になりますけれども、通信教育を行ひ得る専攻分野としてはそういうものが考えられております。

それから授業の方法といたしましては、印刷教材による授業、放送授業もしくは面接授業のいずれかにより、またはこれらの併用によりまして行うこととし、適宜添削等による通信指導を加えて行うということが考えられております。

そのほか、授業の期間等につきましては、授業日数、授業期間等は年間を通じて適切に行ひ、十週、十五週または適当と認められる期間を一単位として行ひというふうな考え方でございまして。

ほかに、単位の計算方法等は、印刷教材による学習については四十五時間の学習を必要とする印刷教材の学習をもつて一単位とし、放送授業については先ほども御説明をしておりますが、一時間の放送授業に對して二時間の準備のための学習を加へまして十五時間の放送授業で一単位という考え方でございまして。

面接授業については、講義、演習、実験、実習等の別で、これは大学設置基準で定めているところによる。

それから、卒業の要件についての単位の考え方については、先ほど御説明をいたしましたように、放送授業について十単位相当までは放送授業で修得することができるといふようなことが言われております。

それから、体育の実技についてでございますけれども、これは前にも御質問もあつてお答えをしておりますけれども、体育の実技については二単位のうち一単位は講義をもつてかえることができるといふこととし、さらにその履修方法につきましても、具体的には教育委員会等が開設する体育行事等に参加することによりまして履修をすることができるといふ弾力的な取り扱いということも考えているところでございまして。

その他、なお相当いろいろと教員の数につきましても、これは兼任の教員が全教員の二分の一を超えて置くことができることとするというような考え方でございますとか、校地についても、既設の校地の兼用というようなことを考えるとか、いろいろ細かい点で議論をいたしておるわけでございまして、法律案が成立をいたしますれば具体的な放送大学の設置認可申請がこの特殊法人から出されることになるわけでございまして、それを、この成立を待ちまして、具体的に大学の設置認可の事務に支障のないように対応すること、ただいま特別委員会でも検討を進めていただいておりますのが現状でございます。

○柏原ヤス君 授業科目についてはテレビ科目とラジオ科目とあるわけですが、この区別はどういうふうになつていくんですか。

○政府委員(宮地貫一君) テレビ、ラジオ、これそれぞれ特色があるわけでございまして、一般的な御説明になるわけでございまして、それぞれの放送メディアとしての特色を配慮して、科目によつてテレビ、ラジオのどちらかに振り分けて考えていくことになるわけでございまして。たとえば現在、放送教育開発センターで大学放送教育の実験番組を制作をいたしておりますが、たとえば教材が視覚に訴えた方がより効果的と考えられるもの、たとえば美術史でございまして、あるいは確率と統計とか、生命の仕組みな

参考といたしましては、大学通信教育を行っているわけですが、ある私立大学の例をとりますと、入学後四年次までに四七％程度が脱落をしておる、さらに第五年次に残りました者の割合というのは入学者の四三％程度ということになっておりまして、これから試算いたしますと、各年度の平均的な脱落率と申しますか、は二〇％を

若干下回るといふような程度になっておりますが、第一年から第二年度には約一〇〇程度になっているという事で、これはある私立大学の通信教育の実例を私どもとしても調べて参考にした上で、また、私どもも調べて、そういう状況になっているわけでございます。

私ども放送大学の場合では、特にスクーリングの点については非常に大事であるという事で重視をしております。なるだけ履修生に便宜なような学習センターの設置というのを積極的に考えていく、そしてスクーリングのとり方にきましても、先ほど御質問がありました、履修生がなるだけとりやすいような形でいろいろ考えていくという事で、平均して脱落率として一〇〇程度という事で見込んでいくわけでございまして、したがってそういうようなことで計算をいたしますと、入学者のうち卒業生の割合を約七割というところで見込んでいます次第でございます。

○柏原ヤス君 これは将来放送大学を権威あるものとしていくために意見として申し上げたいのですが、放送大学は単位の厳正な認定、そして卒業論文を課してどうかと、こういうふうに思っておりますが、この点どうお考えでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 御意見として単位の認定に当たっては厳格にやるべきではないかということ、先ほど大変平たい言葉で、入るのはやさしいけれども出るのはむずかしいという感覚で、意欲のある者を積極的に受け入れ、かつ卒業に当たりましては、十分な履修といえますか、学習の成果を評価した上で認定をするというふうな、基本的にはそういう考え方で対応すべきものであらう、かように考えております。

お話を、卒業論文はぜひ課したらどうかという御指摘でございます。その点も確かに一つの積極的な考え方であらうかと思っておりますけれども、それらの点も今後の具体的な検討にまっすべき問題であらうかと思っております。一般大学におきましていろいろ取り組みがいろいろあることもあろうかと思っております。

念頭に置きまして、今後関係者において具体的な検討がなされるものと、かように考えます。

○柏原ヤス君 最後に、放送大学の将来の拡充という点で、この大学は国民の共有財産である貴重な電波を活用して大学教育を行うものである以上、国民の要望を取り入れていかなければならないと考えますが、国民にとつては、将来教養学部だけでなく、職業と結びついた専門の学部、コース、こういうものの拡充を希望すると思っておりますが、その点拡充する考えが取り入れられるかどうか、そういうこともお考えであるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

○政府委員(宮地貫一君) 当面御説明をいたしておりますように教養学部ということでこの放送大学の拡充を考えておるわけでございますが、その基礎となつたのは、放送大学に對します教育需要の予測調査をもとにいたしまして、多くの方々が家庭や職場において現実と直面している課題に取り組み、いろいろ幅広い、健康と病気の問題あるいは衣食住に関する生活科学でございますとか、政治、経済、社会などの諸分野と非常に幅広い教養の分野を求めているということを受けて対応をしております。

なお、この放送大学に割り当てられております電波のチャンネルの問題も午前の御質疑にもあつたわけでございますが、限定もあるわけでございまして、そういう面からの制約もございまして、職業分野と結びつく専門の分野なりコースの拡充を将来としては考えるのかどうかというお尋ねでございますが、将来の課題といたしましてはそういうことも検討の課題に入ってくるかと思っておりますけれども、当面は私ども提案を申し上げておりますような形で、まずは教養学部で実施をさせていただきます。それを充実させるということも考えております。

○佐藤昭夫君 私どもきょうを皮切りに本法案に対してこれから何回か質問をしてみたいので、きょうはまず総論的な問題で幾つか質問をいたしたいと思ひます。

いわれる科学技術、文化、国民教育の発展に伴つて高等教育の機会均等、學術の公開を求める国民的要求が年々高まってくる、こうした国民の要求にこたえて高等教育機関の整備充実が促進をされなくちゃならぬというのはいずれも認める問題だと思ひます。放送大学が、教養学部のみとはいへ、国民の教育要求にこたえて教育の機会の拡充を図っていく上で積極的な役割を果したし得る可能性を持つておることを肯定するものではありませんが、しかし、この法律案をよく検討いたしますと、これは衆議院審議の段階でも、法案に賛成をなさつた会派の皆さん方も多くの問題点を指摘をされておる、そういう経過だと思ひます。中でも、この放送大学が正規の大学に値する内容が保障されるのかどうか、また二つ目に、大学の生命、根幹とも言うべき大学の自治、學問の自由が根底から脅かされる危険があるのではないかと、三つ目に、このことと表裏の関係として官僚制による教育内容への権力の介入のおそれ、放送の自由を奪われる心配があるのではないかと、こうした数多くの問題が衆議院審議の段階でも出されてきた経過をたどつておると思ひます。この種、教育に関する法案というものは政府として、政治的法案ではありせんから、まさに国家百年の大計を指す教育に関する法案ということであれば、このようにいろいろ出された疑問を一つ一つしつとを、振り返つてみますとこの法案は三回廃案になつてゐるんですが、当然その経過の中で必要なことについては手直しをして国会に提出をし直しをするという経過があつてしかるべきじゃないかというふうに多くの人は考えるんじゃないでしょうか。ところが、三回廃案になりながらも全く同じ内容で、耳をかきかきと言わんばかりのそういう姿勢で政府・文部省として終始をしてきた。まあ変わった、手直しをなされたところと云へば、財政上の理由があつたわけですが、当初は東北、四国地域にまで送信所を設ける第一期計画でしたけれども、これがもう縮小を

して、東京タワー、これの電波が届く範囲内、こういう形に、手直しをしたとすればそういう部分は手直しをされてきたという、まず私はこの部分、点について非常に政府・文部省の態度というのを疑問に思つておるわけであります。

そこでお尋ねをするんですが、文部省としてもきょうの朝からの答弁の中で繰返し、広く大学関係者の方々の協力を結集する教育機関として、既存の大学との連携、協力が大切だということを言われているわけであります。これは学習センターの問題一つとらえてみてもまさにそのとおりであります。ところが、そういう既存の大学の組織であります。国大協とか私大連とか日本學術會議、こういう大学の先生方の結集組織、こゝに對して文部省としてどういふふうにするのか、この経過を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) お尋ねの放送大学について国大協その他大学関係者の理解を得るためにどういふ説明を従来してきておるかというお尋ねでございますが、申し上げるまでもなく、国公立大学を初め、そのほか教育研究機関と緊密に連絡をとりながら、それらの協力と関係職員参加を得ましてこの放送大学の教育研究の充実というものは図つていかなければならないわけでござい

まして、したがって、私ども放送大学の基本構想の検討を始めました段階から、たとえば具体的に放送大学の設置に関する調査研究會議等、そういう會議におきまして大学関係団体の代表に入つていただくというふうなことを踏まえまして今日まで進めてきておりますし、またこの法案そのものを国会に提案いたしました段階におきましても、各関係団体に對しまして法案の内容の説明とか、あるいは今後実施に当たりまして具体的な御協力をいただくことについてお尋ねをしておるわけでござい

ます。そういうふうな経過をたどつておるわけでござい

ます。したがって、私ども放送大学の基本構想の検討を始めました段階から、たとえば具体的に放送大学の設置に関する調査研究會議等、そういう會議におきまして大学関係団体の代表に入つていただくというふうなことを踏まえまして今日まで進めてきておりますし、またこの法案そのものを国会に提案いたしました段階におきましても、各関係団体に對しまして法案の内容の説明とか、あるいは今後実施に当たりまして具体的な御協力をいただくことについてお尋ねをしておるわけでござい

ます。したがって、私ども放送大学の基本構想の検討を始めました段階から、たとえば具体的に放送大学の設置に関する調査研究會議等、そういう會議におきまして大学関係団体の代表に入つていただくというふうなことを踏まえまして今日まで進めてきておりますし、またこの法案そのものを国会に提案いたしました段階におきましても、各関係団体に對しまして法案の内容の説明とか、あるいは今後実施に当たりまして具体的な御協力をいただくことについてお尋ねをしておるわけでござい

換でございますとか、あるいは放送教材の活用というようなことについても積極的な対応の姿勢が示されておりまして、特に一部既存の大学の一般教育の改善というものにこの放送大学が非常に積極的な役割を果たしてくるんではないかというような期待をかけている大学も出てきておるといふのが現状でございます。さらに、私立大学の通信教育関係者とは特に関連が深いわけでございまして、従来から連携、協力の具体的な方策について密接な連絡をとって検討を重ねてきておるわけでございます。したがって、私立大学の通信教育関係者も現在ではほぼ共通の了解に達しているかと私は理解をしておるところでございます。

なお、具体のたとえば国大協との話し合いというようなことで申し上げますと、昭和五十四年四月でございますが、国立大学協会の会長、公立大学協会の会長からそれぞれ文部大臣宛に要望書もいただいております。具体的には三点ほどございますが、大学について教育公務員特例法の適用が、これは国立公立大学ではございせんので直接の適用がないわけでございますが、評議員選出の母体となる教員の組織やその権限について十分配慮すること。第二点として、カリキュラムや研究計画の決定等、法案が直接触れていない点については、今後学問の自由に立脚する大学の本質に即して慎重に検討すること。——これは大学自体が決めるという基本的な考え方ということが言えるかと思ひます。それから第三点として、学園や大学がその業務を執行するに当たりましては、当然ほかの大学との緊密な協力関係が必要となると思はれるので、学園の役員ないし運営審議会委員あるいは設立当初の教員の選出等については、協会を初め既存大学の意向を十分くむことというような要望をいただいております。

私どもとしては、この放送大学がまさに成功するためには既存のこういう国立公立の大学の関係者の御協力がなければこれは成り立たないわけでございまして、こういうような線については十分

その意向をくんで従来も進めてまいってきておりますし、これからもそういう方向で処理をするつもりでございます。

○佐藤昭夫君 いまいろいろ話し合ひもやつておるし、それから放送大学創設準備に関する調査研究会、この研究委員の中にいろいろな学者の方に参加をしてもらっているということでも十分意思の疎通は図れているんだと、創立の暁は十分な協力が得られるものと思つておるという答弁をされておるけれども、果たしてそうなんですか。いまあなたが引用もされた昭和五十四年四月二十七日の国立大学協会、国大協と公立大学協会、ここから出されておる要望書について、要望書の要望項目については解説がありました。しかし、この三点出されておるその要望について、この二つの組織と文部省との間で完全な意思の統一は図れているんですか、そうじゃないでしょう。私はこれらの代表の方にも聞いておるんですけども、依然として法案の手直しもされてない、こういう状況で、この大学の自治、学問の自由が脅かされる危険があるということをおもひます。国大協の代表や公立大学協会の代表たちは語っておられるじゃないですか。決して意見の統一はまだできていないじゃないですか。どうですか。

○政府委員(宮地貫一君) 私どもといたしましては、国大協の関係者ともこの放送大学学園法案そのものについても十分御説明もいたしておりますし、御要望に出ております線については大学の自治の観点から放送大学が設置されました後にこの大学がみずから決める事柄でございます。第三点の、運営審議会委員等にこういう大学の関係者の意向を十分くんだ対応をするということについては、これもまたそういう対応をすることで臨んでおるわけでございます。私どもといたしましては、御提案申し上げておりますこの放送大学学園法案が国立大学協会あるいは公立大学協会等から異論がある法案というぐあいには考えておりません。

○佐藤昭夫君 依然としてその点の危険はありま

すけれども、日本学術会議との話はやりましたか。

○政府委員(宮地貫一君) 日本学術会議とは具体的な話し合ひをいたしておりません。

○佐藤昭夫君 日本学術会議との話し合ひの必要はないというお考えですか。私は、日本学術会議は日本の学者、研究者を民主的な方法、選挙という方法で選出された最も広範にそれを総結集をしておる学者、研究者を代表する組織だと、代表機関だというふうに思つておる。このこと、これらの国家百年の大計ともいふべき放送大学のあり方について十分話し合ひをし、意見の統一を図っていくことは欠かせないことだと思ふんですが、その点どうですか。

○政府委員(宮地貫一君) この放送大学学園法案は放送大学を設置する主体としての特殊法人の組織を定めておるわけでございます。もちろんこの特殊法人が放送大学を文部大臣に認可申請をし、大学として放送によります教育を行う大学をつくつていただくことになるわけでございます。したがって、私どもとしては一番関連の深いところで申しますと、国立公立の大学の関係者の御協力がまず第一義的に必要なのでございまして、そういう意味では、先ほど来申し上げておりますように、国立大学協会、公立大学協会、また私立大学等についてはそれぞれ幾つかの団体もあるわけでございまして、私立大学のそれぞれの団体の関係者、さらに通信教育の面では一つ別に私立大学の通信教育協会としてつくられておるものがございます。そういう大学に直接かかわるいろいろの方々、いろいろというものは、国立公立を通じて各大学の関係の方々に対しましては十分御説明をし、そしてこれからの放送大学のあり方と申しますか、そういうようなものについていろいろ御意見をちょうだいをいたしておるところでございます。

先生御指摘の学術会議というものについても、御意見としてはそういうお考えもあるかと思ひますけれども、私どもとしては大学づくりをする

という観点から既存の大学の国立公立の関係者いろいろな御意見を賜り、そしてまた、今後この放送大学が現実に運営をいたしていくに際しまして、そういう方々の御協力をいただくという形で考えているところでございます。

○佐藤昭夫君 この国立公立の大学、私立大学の大学関係者から直接の意見を聞くことの必要さは当然のこととして、先ほど申し上げたような理由ですね、日本の学者、研究者を総結集をする代表機関として法的にも認知をしているその日本学術会議、この意見も正式に聞いて、ひとつ文部省としてもこの放送大学の問題の扱いを慎重に万全を期していくという態度がとられて当然じゃないかというふうに私は思ふんです。これはぜひこの点を一遍、きょうここで即答することができなければ、日本学術会議と話し合ひ、意見を聞くという問題について検討をしていただきたいということをお大臣に申し上げたいんですけれども、ひとつよく検討していただきたい。どうですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 御意見として伺っております。

○佐藤昭夫君 それから、後退をした内容になりましたけれども、この放送大学構想の第一期計画、これでも東京周辺に六カ所ほどの学習センターの設置が必要になつてくる。これについてもうすでに具体的な、どこにどの程度の規模の学習センターをつくるのかといった、そういう作業は進行してまいります。

○政府委員(宮地貫一君) 学習センターを、第一期の計画としましては先ほどの御質問にもお答えをしたわけでございますけれども、東京に二カ所、埼玉、千葉、神奈川、それと送信所を設置いたします所にもう一カ所、六カ所というところで構想をいたしております。それらの具体的な場所その他については、私どもとしては、たとえば国立大学の関係者等とよく非公式な話し合ひというものは準備段階としていたしておりますけれども、いづれにいたしましても、具体的学習センターをどこにどう設置するかということ自体はこれは学園

自体が決める事柄でございます。したがいまし、構想としてそういう六カ所、具体的に、各県に二カ所ずつ配置をするという、東京の場合には二カ所配置をするという考え方については御説明を申し上げておるわけでございますが、具体的に、どこにどう設置するかという点については、ここであらう御説明する段階ではございませんし、それはまた学園自体がお決める事柄と、かように考えております。

○佐藤昭夫君 私はいまここに無責任な答弁だと思ひます。この法案に提案をしようという、こういう放送大学をつくっていきなさいということ、提案をしながら、具体的にそのかたも言わねば、多くの方がスクーリングが大事だと触れられておる、そこを担っていく中心になる学習センター、これが果たしてできるのか、必要な教員が集まるのかというこの仕事は法案成立後発足をする学園がやることで、文部省はあきらかに知りませんと、こんな無責任な形でいままなこの法案の説明を固執しておるといふやり方というのは私はもう許せないと思ひます。もう一遍次回までにぜひ、六つの学習センターをつくる、そのためには当然これくらいの教員が要る、職員が要る、それは果たしていまの段階でどこまでそれが集まるという見通しがついているのか、これからどういうプログラムでそれを確保していく作業を進行させるのかという点についてきちっとした説明があつてしかるべきじゃないですか。どうですか。

○政府委員(宮地貫一君) これは従来からも御説明をされているわけでございすけれども、放送大学学園法案というのは特殊法人として放送大学を設置すること、その法人が放送局を持つという点の枠組みを決めていただく法律でございます。具体的放送大学自体につきましては、これから法案が成立をいたしました法人が成立をいたしますれば、この放送大学学園自体が文部大臣に對しまして放送大学の設置認可申請というものを具体的に提出していただくわけでございます。そして認可申

請が出来まして、認可審査を——これは大学設置審議会に諮ることになるわけでございす、大学の認可がおりましたならば、さらに具体的に学生の受け入れ準備をそこから始めまして、たゞいま計画してまいりますところでは、五十九年四月から学生を受け入れるということで、全体の放送大学の創設スケジュールとしてはそういう進行で考えているところでございす。

法案が成立しまして法人が設立されれば、もちろんその時点から、具体的に大学の設置認可申請を出すに当たって、教員組織でございすとかそういうものについて具体の準備に取りかかるといふことになるわけでございす。その点は基本的にそういう仕組みになっておるわけでございす。それから、具体の学習センターにつきましても、私も先ほど御説明をいたしましたような専任の教員としては五人、ほかにそれぞれ地元で国立公立大学等の協力を得まして、非常勤の講師として一センターについて三十人程度を予定するということとで御説明を申し上げておるわけでございす。

具体の教員スタッフの確保その他につきましても、これはこの法人の責任者が決まりまして、その責任者が具体的にそれぞれ、たとえば学長予定者という方々を中心になつて全体の教員スタッフの整備その他を進めるといふことでなければ、文部省自体でそのことを進めるといふことは事柄としてはできない事柄でございす。したが、いま私どもとしては極力具体的なイメージがわくように御説明を申し上げておるわけでございす。それ以上のごとくにまで立ち入つて私どもから御説明をできない部分もあるということも、ひとつその点は御了承を賜りたい、かように考えるわけでございす。

○佐藤昭夫君 この「放送大学の基本計画に関する報告」それによりますと、わざわざこういうことも書いてあるんですね、「通常の大学が年次進行によつてその体制を整えるのとは異なり、放送

大学は、開講の二年前において、大学本部の機能十分に果たしうる状況になければならない」ということで、いまの御説明でも開講すなわち学生を受け入れ、これは昭和五十九年四月、この二年前というのですから、これは当然来年の四月ごろということですね、二年前というのは。だから、それまでにこの大学としての機能が十分果たし得るような諸条件整備がされなくちゃならぬと、言うなら、これから一年間に精力的にそういうことをやらなくちゃならぬ。ところが片やこの五十六年度の予算を見ますと、「放送大学について」というこの文部省の説明書、黄色のパンフレット、これ

でいきますと、五十六年度予算計上額として、放送大学学園の創設費三億五千二百萬、そのうち施設整備費二千萬、二千萬円の施設整備費でこれから一年間、五十六年度ずっとやっていって、そして二年前には放送大学としての機能発揮ができるような諸条件整備をしなくちゃならぬという来年度の四月、五十七年四月、これに二千万円という施設整備費を果たして文部省がやりますと、やってくるわけですね。どこかもうすでにある場所を使つてくれるはずで、発足する学園事業団が学園法人が、ここがやってくるはずで、言うのだけれども、果たして六カ所程度の学習センターができるのかという不安というのが当然すぐ出てくるわけですね。どこかもうすでにある場所を使うというなら話は別。ところがそういうようなものがごろごろとあいてはいるはずないだろう。やっぱり一定の施設整備費を投入をして、スクーリングをきちんとやれるようなそういうセンターというものが、最低六カ所ぐらいこの六年間につくられる必要がある。これは一体できるんですか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の施設整備費として二千万、五十六年度予算で計上している金額でございますが、これは本部の施設の実設計料として計上をいたしておるものでございす。したがって、実設計料を五十六年度お願いをいたしまして、五十七年度から本部の建物に取りかかつて、私どもの予定いたしておりますところでは、五十八年の十月ごろに本部の施設の完成を図ると

いうことで、建物の工費その他を計算いたしました、五十六年度といたしましては、本部建物の実設計料として二千万を計上しているというものが、御指摘の二千万の御説明でございす。

全体的に、第一期の計画としては、施設設備関係で約九十七億の資本的経費ということで計上をいたしておりまして、その中にそれぞれ別個の学習センターの施設の経費も九十七億という予定の中に計上をいたしておるものでございす。したが、いま私どもが学習センターについてもそういう具体の建物と建てるという想定で、私どもとしては計画を立てております。具体の場所については、先ほど御説明をいたしましたような事柄でございまして、私どもとしては、いろいろ考えられることは、現在の時点で進められる点は、事務的にできる限りのことは進めているつもりでございすけれども、事柄として御説明できるところはおのずと限界があるということも、ひとつ御了承をいただきたいと思ひわけでございす。

○佐藤昭夫君 そうすれば、疑問の出でているこの学習センターの、これを開設をやっていく経費というのはいまから出るんです、この五十六年度、五十七年四月までに間に合はなかならぬでしょう。

○政府委員(宮地貫一君) 学習センターの建設等に要する資金の出どころとしては、これは考え方といたしましては、国からこの特殊法人に對します補助金という形で対応するわけでございす。また、考え方として、文部省の施設費で建物と建てる、それをこの特殊法人に現物出資をするという考え方ともとり得るわけでございす。それからこの法人がございましての五十七年、五十八年の年度のそれぞれの具体的な実務的な仕事の処理としては、私ども事務的に準備を進めていくわけでございす。それはこれはこれから具体的な予算の五十七年度の予算、五十八年度の予算というふうなもので、それぞれ具体的に処理をされていく事柄でございす。

○佐藤昭夫君 午前中、本岡委員の質問の中で

も、この放送大学の基本計画に沿って投入をされる予算、これが説明によれば五十五年度価格に換算して資本的投資総額一千百億、経常的経費として三百六十七億、これが果たしていま行政改革が経費減らしだ、支出抑制だと言われているこの時期に、果たして保証され得るのかというところの議論がありましたけれども、同様に当初の放送大学の基本計画、そこでの第一期に限ってみても、事業の構想、それがその後の文部省の第一期計画と比べてみると、ずいぶん縮小されてきているというところで、果たして当初の基本計画に比べて、文部省が当面考えておる第一期計画はこの部分が縮小されるのかということ、それから本来的に教育機関としての放送大学の機能を全うするために第一期事業をいつまでに、そしてその予算の財源の裏打ちとしては、どういう計画でやっていくのか、これは提示できますか。

○政府委員(宮地實一君)「放送大学の基本計画に関する報告」と、現在想定をしている第一期計画との差はどこにあるかという点について申し上げますと、たとえば広域送信所として東京、名古屋、大阪の三地点、東北、四国の第一次果別送信所等についての整備を目標とすることを提案いたしておたわけでございます。それが基本計画に関する報告には入っておりましてたわけでございますが、当面私どもの第一期事業といたしましては、東京タワーからテレビ、ラジオの電波の到達する範囲を対象地域にするということでございます。この基本計画に関する報告につきましても、その点の一つの具体的な設計をいたしまして広く国民各層の理解を求め、その批判を仰ぐというところで出されたものでございます。

また、その中では実施に当たっては経済情勢、財政状況等を考慮して着手の時期や方法については、別途十分な検討が必要であると考えられるという点を述べられておるわけでございます。私どももいたしましては、当面この第一期の計画を、考え方といたしましては、学年進行で完成をさせていくという考え方をとっているわけでござ

いますけれども、具体のこれからの予算計上、その他につきましては、もちろん五十六年度予算についてはすでに議決をいただいたものがあるわけでございますが、五十七年度以降の予算の計上にについては、もちろんこれから関係省庁ともその点を詰めていくということがあるわけでございまして、大蔵財政状況も苦しい時期でございまして、この私どもも御提案申し上げております放送大学学園そのものは、もうすでに何度も御説明申し上げておりますような経緯を経て御提案をしているわけでございまして、その必要性というもののについては、私どもとしても御説明をしておるわけでございまして、私どもとしては、この法案が一日も早く成立を見まして、実施の具体の段階に踏み出せることを願っているわけでございまして、そのためには、まずは当面の第一期の計画を仕上げるということが当面の計画になるわけでございまして。

○佐藤昭夫君 御説明、答弁聞いておいても、依然としてはつきりしないわけですが、委員長長によつて理事会で御協議願いたいと思うんですが、けれども、本年度、五十六年度事業としてどこまでやるのか。それから、放送大学を開校するというふうな言われておる五十九年四月。したがって、遅くとも五十八年度までにどれだけの予算で、どれだけのことをやるのか。そして完成年度はいつか。完成年度までに見通しとして総予算どれくらい要するのか。問題は、この予算について大蔵省が果たして今後うんと言うか。また、これが政府としてそれだけの予算を投入するということについて、いまの財政状況のもとで意思統一され得る内容なのかということ、きょうは文部省相手に聞いておるわけですが、今後おいおい大蔵省とか、また総理なんかにも尋ねていかなくちやならぬ問題になりますから、という意味で、まずそういう年次計画プランですね。まあ一年ごとでないとしても五十六年度それから五十八年度までに、完成年度までにどうなるのか、これを本委員会の検討資料として提示を願いたいとい

うふうに、その扱い委員長お願いをいたしたいと思ふます。

○委員長(降矢敬義君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(降矢敬義君) 速記を起こして下さい。

○佐藤昭夫君 財源の問題にかかわって、もう一点お尋ねをしておきますが、近く自民党は衆議院の委員会に、私立、公立ともに大学、短大の新設、学部の新設、新設、入学定員の増加、これを今後三年間はストップをするという法案を国会に提出をされるような報道が行われているわけですが、けれども、その理由として、大学の質を高めること、同時に第二臨調、これが打ち出している行政改革による経費節減、補助金削減、これに対処をするためにもこうした方向が必要だという説明が行われているわけでありまして、こうした問題と放送大学学園法案、これが同じ時期にこの委員会で審議をされるわけでありまして、こうなりまして、単に放送大学、この法案が広く国民に教育の機会の門戸を広げていく、あるいは放送を通しての教育機能の充実を図っていく、こういうことだけでは済まない新たな問題がつけ加わってきたというところになるわけですね。

こうした点で文部大臣にお尋ねをいたしたいわけでありまして、与党・自民党でそういう動きがあるというところ、かなり報道されておるわけですが、大臣としてはそういうこの三年間、国立、私立大学の増設、新設、こういうものはやらないという、この方向に賛同をされるんですか。どうですか。これはこの法案を審議をする前提にかかわって非常に深い関係があるので、特にお尋ねをいたします。

○国務大臣(田中龍夫君) 当該放送大学の法案は、すでに十年來、ずっと継続して今日まで立ち至つておる問題でありまして、ただいま御指摘になりましたその問題とは別件でございまして。

なお、今後の大学等の御指摘の話は、ただいま政府の方には連絡はございませんけれども、目下与

党において検討中でございます。

○佐藤昭夫君 歴史的経過から見ても別件である。その点はわかりました。

それで文部大臣として、自民党でそういう動きがあるというふうに言われているわけですが、けれども、そのことに別に賛同をしているということではないというふうに本日はここで承つておいたらいわけてですね。

○国務大臣(田中龍夫君) なお、その間の問題につきまして政府委員からお答えいたします。

○政府委員(宮地實一君) 御指摘の私立及び国立の大学、短期大学の設置等の抑制を図る旨の法案が議員提案されておりますことは承知をいたしております。文部省としては、基本的には五十五年以降、高等教育の計画的整備に取り組んでいるところでございます。五十六年度から始まりまして後期の計画におきまして、従来からの大学、短期大学については、前期計画と同様に、量的な拡充よりも質的な水準の向上を図る、大都市における新増設を抑制する、地域の収容力や専門分野構成の不均衡の是正等を図るという考え方で対応してきておるわけでございまして。

なお同時に、高等教育全体のあり方を、従来からの大学、短期大学に限ることなく、たとえば放送大学とか、あるいは専修学校等、多様な教育形態を含む広い意味のものとしてつかまえ、それぞれ特色を持ったものとして国民の多様な教育的な要請にこたえられるようなことが必要であると、かように考えているわけでございまして。したがって、御提案いただいております法律案の趣旨というものは、私立及び国立の大学、短期大学の設置等の抑制を考へるということでございます。基本的には高等教育の計画的整備の中で申しております後期の計画と方向は一にしているものと、かように考えております。

なお、その後期計画の趣旨を踏まえて高等教育の多様化を図ることから、まさにこの放送大学の御提案を申し上げている点も高等教育の多様化の一つとして私どもは考えておるわけでござ

いまして、従来の検討の経緯を踏まえ、大臣からも御答弁いただきましたように、放送大学の設置についてはぜひとも実現を図りたいと、かように考えているところでございます。

○佐藤昭夫君 文部省の諮問機関であります大学設置審議会、この資料によりまして、進学対象者ともいふべき十八歳人口、これは引き続き年々増加を続けているということで、八三年には八〇年度比十四万人ふえる、八六年度には八〇年度に比べて二十七万人ふえる、こういうことでありますから、新増設はやらないというところでいけば、その分だけ大学進学の問題は狭くなるということ、これはもう明瞭な問題であります。そうした点で、ぜひ、国の財政事情云々ということが仮にあるにしても、こういった問題にしろ寄せをする、大学の増設はやらないという形でしる寄せが出てくるということは断じて避けたいということ、文部大臣としてがんばってほしい、大いに努力をしてほしいというふうに思いますが、どうですか。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいま局長から申しました大学の増設の経過でございますが、この問題はもう一つオーバードクターといったような実際のいろんな問題も出ておりまして、目下慎重に検討中でございます。

なお、それが今度は開かれた大学として放送大学の方にしわが寄ると申しますか、これによってそれが緩和するとか何とかというふうなことは、相関関係は連動しない、かように考えております。

○佐藤昭夫君 それでは、あと残りしました時間、最後に私も放送大学における学問の自由、大学の自治の保障、教授会自治の問題についてもう少しお尋ねをしておきたいというふうに思いますが、まず議論の前提としてお尋ねをいたしますが、現行の大学教育に関する法体系で、法体系としてはこの大学の教員人事を含む権限、これは教授会が第一次的な権限を持っているということとはそのとおりですか。

○政府委員(宮地寛一君) 大学の自治といいますが、大学における学問の自由を保障するためには大学の自主性を尊重する制度と慣行ということで憲法二十三条に学問の自由が規定をされているわけでございます。

大学の自治の具体的な内容といましては、一つには大学の教育研究に携わる者の人事が大学の自主的な判断にゆだねられているということが一つと、それから第二点として大学の研究教育は大学が自主的に決定した方針に従って行われるというふうな二点にあるかと思えます。

この放送大学におきましても、もちろん既存の大学と同様に、大学の自主性が尊重されなければならぬことはもとよりでございます。その意味において放送大学の教員の人事や放送大学学園に対する国の関与の仕方等についても十分配慮した規定を設けているわけでございます。

私もとしてはこの放送大学が基本的にはそういうものとして位置づけられているものと、かように理解をしております。

○佐藤昭夫君 ただいまの御説明ですと、大学が自主的に決められたいということ、人事権について言えば教授会にあるのか評議会にあるのか、これはそれぞれの大学が自主的に決められたいこと、だといふふうに言わなければならないので、その中でも、そんなことじゃないと思うんですね。現行の法体系の一つ、教育公務員特例法、この教特法で大学管理機関が基準を定め、人事についての選考、審査または評定を行うというふうな定めておるわけですね。この評議会というのは国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則ですから、はっきり法で定めている学校教育法、教特法、ここで権限を定めておる教授会と、それから規則で機関を置くことができるということになっておるこの評議会、これとは明確な権限の違いがあるといううことは議論の前提としてはっきりしなくちやいかぬと思うんですが、その点どうですか。

○政府委員(宮地寛一君) あるいは御質問の意味を正確に把握していないかちょっと心配でございますが、教育公務員特例法の規定そのものは国立の教員について適用のあるものでござい

ます。そして、省令で評議会の暫定規則が定められていること、それと特例法とは明確に違ふというふうな御趣旨の御質問であつたかと思うわけでございますが、国立大学の場合におきまします教員の人事に關します事柄といしましては、たとえば学長について申しますと評議会の選考の結果を受けて文部大臣が任命するといふような形が規定をされておるわけでございます。基本的なところは、先ほど申しましたように、教官その他の選考が大学人みずからの手で行われるというところが基本でございます。それがほかの者の任命にかかわるということでない、大学みずからが大学の自主的な判断というものに從って行われるというところに基本があると、かように理解をしております。

○佐藤昭夫君 大学の自治の内容、形態、これについては確かに歴史的な変遷はあるわけですね。戦後特に六〇年代末から七〇年代の初めにかけてのいわゆる大学改革、これのいろんな議論の中で教授会自治イコール大学自治といふのとらえ方、このとらえ方では狭過ぎるといふ議論が全国の多くの大学で、また全国的にいろいろ議論をされてきた。そのことはきょうはもうさておくとして、これは大臣も戦前から政治家をなさっておられましたのでよく御存じのとおりだと思ひますけれども、教授会自治という形の大学の自治、これがゆるがせにされるのか、あるいはこれがしっかりと守られるのか、このことが結局は学問の自由と結びつき、そうしてそれが日本の場合にはフアシズム、戦争への政治、これと深く結びついておつたといふことはよく御記憶のことだと思ひますけれども、そうした点で今日日本の大学においてそういう深い戦後の反省の上に立って、戦後の多くの大学が人事権について教授会がしっかりとその権限を持つといふことを非常に大切な原則として確立してきた。ところが、事の放送大学についてはこの原則ではまずいんだと、評議会の方へ持っていった方がいいんだといふことで

提案をしておる理由は何なんですか。いろいろ聞きますと、いやほかの大学とは違ふんだと、放送大学学園といふ法人が何をしているからといふことが言われてみたり、それから衆議院でのいろんな質疑を振り返ってみますと、全国にいろんなセンターが散らばつておる、そういうものとで教授会を組織することが非常に物理的にむずかしいといふことも言われている。しかし、そんな物理的なむずかしさといふのはこれは解決できる問題だと思ふ。やはり戦後の大学の根幹になつてきた大学の自治を守る、学問の自由を守る根幹である教授会の権限をしっかりと確立をしていくといふことは、どれだけ見てもわからない。この点の御説明をお願いいたします。

○政府委員(宮地寛一君) この御提案申し上げております学園法案では、評議会の規定を法律で規定をいたしておるわけでございます。その点は、法律で評議会の規定を置いているといふものは、ほかに筑波大学の場合も法律で、これは国立大学の場合でございますけれども、国立学校設置法の規定に法律で規定をいたしておるわけでございます。

それで、この放送大学は特殊法人の放送大学学園が設置する大学でございます。たとえば教員人事その他につきましては大学みずからが決める形として評議会の構成ももちろん法律に書いてあるわけでございますけれども、教官スタッフで教員に關します人事の基準その他を定めるといふ仕組みを確保してあることは従来からも御説明を申し上げております。そして、評議会を置いた理由について、これは教官組織が大変複雑な形になるというところで御説明をいたしておるわけでございますが、そういう評議会の規定のほかに、この放送大学そのものに教授会が置かれていたのは、これはまた学校教育法上の規定が適用になるわけでございますから、教授会そのものももちろんございまして、この御説明を従来からもしてきておるわけでございます。

その評議会と教授会、これはそれぞれおのずから組織、構成が異なりますので、それぞれ大学のいろいろな重要事項その他の事項を審議するに際しましてそれぞれの機能を果たすことになるわけでございまして、私どももいたしましては

この放送大学学園の場合、教官組織が大変複雑な構成になるというような前提に立ちまして法律上の規定として評議会を定めて、そのことが法律上教員人事につきまして大学人みずからで決める型というものを法律で確保するためにこの評議会の規定を法律で書くという法律の形をとったわけでございまして、この点は従来からも御説明をいたしておられますし、また教授会と評議会の機能はそれぞれ、この大学自体におきましても当然に教授会も教授会としての機能がございまして、この放送大学自体がその教授会の機能というものをどういう形で機能させるかということについては大学自体がお考えになって、この大学にふさわしい形で考えられるものと、かように従来からも御説明を申し上げておるわけでございまして

○委員長(降矢敬義君) 佐藤君、時間でございますので、あと一問にしてください。
○佐藤昭夫君 はい、もう一問だけ。
当然この放送大学の場合も教授会というものが置かれるであろうということは考えていると言われるわけですね。そこで、その場合、人事権は教授会が持つというふうに、多くの大学の例のようにそういうふうに変えたら何か悪いことが起こるんですか。多くの大学の例のように人事権は教授会が持つというふうにこの法案を修正したら、もっと端的に言えば、文部省のねらいに何か悪いことが起こるんですか。

○政府委員(宮地寛一君) 教授会そのものは、学校教育法五十九条の規定によりまして重要な事項を審議するための機関として教授会が置かれるわけでございまして、国公立の大学にございましては、教育公務員特例法の規定によりまして人事に關します事項が法律上規定をされているという形が出てくるわけでございまして、その点では特殊

法人に置かれますこの放送大学については、教育公務員特例法がそのまま適用になるものではないわけでございまして。

したがって、私どもとしては、この学園法案で評議会に関する規定を設けて、人事の基準に關する事項その他を評議会にかからしめたというものが、国公立の場合とこの特殊法人立の放送大学の場合と、法律の形といたしましてはこの学園法案の評議会を人事に關する事項を処理する機関として規定をした理由でございまして。

○佐藤昭夫君 ぐあいの悪いことが起こるかという問いに対しての説明にはなっていないですね。いいです、終わります。
○小西博行君 それでは放送大学学園法案につきまして、数点にわたって質問をさせていただきます。どうも私自身が質問をする立場といたしましても大変質問しにくい部分がたくさんありますし、同時にお答えしていただく文部省の方も大変簡潔なお答えが期待できない部分があるんじゃないかと思ひます。

それは、一般の国立大学と全くその性格が違ふ、つまり放送大学学園法案が通過した後に、それぞれの人事によって細かい問題について定めていくというふうな法案だけに、細かい具体的な問題に検討するところ、それから学園法案が通過した後、大変私が質問する場合も非常に大ざっぱな質問をいたしますと、たとえばこの放送大学学園法案のこの資料がございまして、これに基づいて一つ一つ押さえていけば恐らくこの分野では十分答えていただけるんじゃないかと思ひますが、現実、大学におつた人間として一つ一つのカリキュラムなんかを見ておきますと、大変むずかしくて、具体的に毎日毎何時何時間のテレビを見て、そして自分が自宅研修をして、そして面接授業をスクーリングという形で受ければ四年間で単位が取れて卒業できるんだと、こういうような具体的な資料がありましたら非常に便利がいいわけなんです、自分なりにいろいろ検討してつくつ

てみたりもしましたんですが、これは一度文部省の方で、大体この中にカリキュラム編成の大ざっぱな形で一応出ておられますので、どれを選択するというのは、これはAさん、Bさんということとつくつてもらったらいと思ひますので、そういううかつこうで具体的なものにしたいだきますと、各委員の方でも、ああこれは大変だなあとかいうようなことがある程度私にはわかるんじゃないかと思ひます。トータルで百二十四単位という非常に大きな数字でぼんと出ておられますので、どうもその辺がわかりません。たとえばその百二十四単位の中でスクーリングというのは二十単位あるんだ、体育は一単位だと、こういうふうに総トータルではわかりまして、百二十四単位という数字になるわけなんです、毎日毎日、夏休み、冬休みなしにずっともう十二月月これ勉強していくわけですから、一学期、二学期、三学期というふう

に三つに分けておられるわけですね。普通大学の場合は休みがありますから、前期、後期ということとで、恐らくこの大学でも同じだと思ひますが、一こま十五週で大体九十十分授業だと思ひますが、それで単位が四単位ぐらい出ていると思ひます。そういうふう非常に非常に私自身が戸惑つておるわけですから、一般の恐らく国民の人が聞いたってさっぱり恐らくはこれわからないではないかなあというのがまず私には実感であります。

そして、いつも申し上げておるわけなんです、これはどうか大切なこの放送大学法案、何としても文部省はこれを通したいというふうな信念を持って私はやつておられると思ひます。そんな、いまの事態、財政が非常に苦しい中でどうしてもこの放送大学をやるのが将来の日本のためにすばらしい波及効果、教育界におきまして波及効果を起こすんだと。そして、いつも私が申し上げておりますようなこの非行問題とかあるいは暴力だとか殺人とかいうような、そういう問題がいつぱいある中でこの放送大学の占める役割りというんでしょうか、そういうものを考えま

すと、何かやや逃げ腰のような感じがしてならないわけなんです、その辺の文部省の再確認といましようか、どうしてもいまこれをやらなければならぬというふうな大きな理由があらうたら教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地寛一君) 放送大学学園ないし放送大学の必要性をどう理解しているのかと、こういうお尋ねであつたかと思ひます。放送大学というものは非常に広い国民の教育需要というものにこたえまして、放送を効果的に利用した大学教育を実施するという考え方、生涯教育の中核的な高等教育機関として新しい教育システムを設立しようというところで考えておるものでございまして。

従来からの経緯はもう何度も御説明もしておるわけでございまして、昭和四十四年以来検討を続けてきておられて、御提案申し上げている形で、特殊法人という形でまとめました理由というものは、やはり基本的な点で申し上げると、国営放送を認めないという放送法上の制約、それから放送大学が大学として学問の自由を持つということ、放送事業者の放送番組編集の自由、それとの調和を図るという問題等が基本的にございまして。

【理事世耕政隆君退席、委員長着席】
大学と放送局とを一体のものとして放送大学を設置するための特殊法人の放送大学学園を設立するというところで、従来からお願ひをされておるわけでございまして。
そこで、必要性についてのお尋ねでございますが、これは大変社会経済全体の急激な変化と申します、そういうふうなことを受けて、自由時間の増大あるいは高齢化社会への移行というふうなこともございまして。そういう国民各層の間に、先ほども御質疑がございまして、生涯にわたって学習をし、自己啓発を行つていくというふうな機運やその必要性が大変高まってきたおるわけでございまして。言うなれば、そういう国民各層の教育需要にこたえまして、片や教育の量的拡

大と質的向上というその二つの問題をあわせ解決するものとして、放送そのものが大変教育的機能としてすぐれたものを持っているということが言われております。放送という新しい——新しいといいますが、従来の教育形態から見れば新しい手段を取り入れることによりまして、その視覚と聴覚の両方を使って具体的に伝達できるというような、そういう放送自体の持ちます教育的機能も大変大きいということが言えるわけでございます。そういう放送の持ちます教育的機能を十分發揮させるためには、これはけさほども郵政省の方からも御説明ございましたが、テレビ、ラジオ、それぞれ一波一列の周波数が確保されて、それを教育のために使うということがやはりこれは国民のためにも大変必要なことでございますし、また教育のために使うためには既存の放送事業者とは別に、非営利の教育を専門にするものを設けるといふことが電波行政上からも大変強く要請をされているというようなことがございます。

私もとしては、放送大学学園が大学教育のための教育専門局ということで、放送を活用して広く国民に大学教育を提供するということは、これはぜひともやらなければならない事柄というぐあいに受けとめているわけでございます。当面する財政問題についても大変厳しい今日に立ち至っているということは、私も十分承知をしているところでございますけれども、しかしこの放送大学の意味とか必要性というようなものについては、もうる御説明をしておりますように、十数年来にわたって準備を進めてきておるもののでございまして、そしてまた放送というものにそういう教育機能を果たさせるということ自身は、やはりこれはわが国の国民全体にとりまして、そういう電波が教育の面で活用されるということがぜひとも必要だということは、これはどなたも御理解をいただけたところではないかと、かように考えております。しかもそれを大学という形でつくっていくということ、これは放送の問題と大学の学問の自由の問題というようなことで、私もとし

ても今日までこうして法案をまとめるまでにはいろいろと関係の方々の御意見も伺つてまとめてきておるわけでございます。そういう観点からいたしますと、私どもとしては御提案申し上げております案が、いろいろな面での制約を一応クリアをいたしましたものとして、こういう形であるならば要するに放送を利用した大学というものがつくれるという結論に達して御提案を申し上げているところでございます。

○小西博行君 確かにこの中に、放送大学をやるための目的みたいなものですね、設立の目的ですか、この中に「新しい高等教育システムとして、」というのを書いてありますね。私はこれに非常に興味を持つわけなんです、現実にはテレビを見せ、ラジオを聞かして、そしてその自宅研修をやっているのは、そんなに新しい私は試みではないような気がするのです。むしろ、その中のもっともっとと練っていかなくてはならないような、同じテレビを見ても、テレビそのものの有効な活用の仕方というものが恐らく出てくると思いますから、むしろそっちの方が、私は今後これが施行された場合でも大きなウエートになってくるんじゃないだろうかなあ、そういうふうに考えますので、何か言葉にいたしますと、非常に簡潔に書かれるわけですけども、実はこの中に非常に工夫の要るところではないかと、そのように考えます。

ところで、この「放送大学の基本計画に関する報告」というのがございますね。これ五十年十二月十七日、文部省の大学局から出ております。この中にアンケート調査がありますね。つまり放送大学をやった場合に、見ますか、どうですかとか、あるいはその単位をとって四年間で大学の資格をもらいたいのですかとか、そういうようないろいろな質問があるのです。で、私はこれはちょっと非常に危険だなという感じがいたしました。つまり五千人という方々を全国からランダムにサンプリングいたしまして、そうしてその中から実際どうなのという質問なんです。その結果八%という数字が出てきております。それをそのまま全

国の十八歳以上ということに当てはめて、六百二十万人ですか、六百二十万人はぜひ放送大学といえますか、放送を聞いて勉強したいという一つ一つの前提がありますね。実際はそうもないだろうと、その中の数%だろうという前提を置いてまあ四十五万人構想というのは正当な数字ではないか、こういうような一つの煮詰め方をやっておられますですね。私はこういうアンケートというのは、非常に危険性があるというふうにまず提言したいわけですよ。つまり質問内容であるとか、あるいは実際に自分がその学校へ入って一週間でもやってみて、そうして、あつこれなら勉強したいと、こういうふうを考える人が実際にこれだけおれば私は問題ないと思うのですが、現実このアンケートで、それを全部信じておるわけじゃないでしょうけど、問題点があるんじゃないかなあと。

そういう意味で、ちよつと私間違ひが多少あるかも知れませんが、時間をずつととつてみたくんです。このカリキュラムといひますか、一応提案されておりますこの教科ですね。三つのコースがあつて、その中にそれぞれ基本科目、基礎科目でしようか、外国語、保健体育あるいは専門科目ということで、たくさんの方が書いております。それぞれの科目を全部とりまして、これは全部条件がありますけれども、百二十四単位とれば卒業ということになるわけですね。そうしますと、大体どの程度の勉強するのかなあということ、これは先ほど申し上げましたように、また文部省の方から詳しいものを出していただきたいと思うんですが、たとえば科目にいたしますと四十五分のテレビを週に二回見るわけです。四十五分を二回です。それを十五週間やりましてこれが三単位もらえるわけです。ですから一年間は、百二十四単位を四で割るわけですから三十一単位とらなきゃいけませんね。だから毎週、最低三科目はとらなきゃいかぬわけですね。これは最低です。三科目じゃ足らないわけですから、大体四科目はとらなきゃいかぬ。そういうことになりますと、これかなりその時間が必要になってまいります。私

の計算では大体毎日予習、復習というのが実はこれ大変なんです。そのテレビを見るのはそれでいいわけなんです。だけれど、予習、復習という時間を見ますと、大体四十五分間テレビを見て、これを二回見るわけです、一科目で。それで、三時間ぐらい予習、復習が要るわけです。そういうように書いていますね。それを少なくともさつき申し上げたように三つか四つの科目をとるわけです。ですからもう毎日毎日授業を聞くというような感じになると思います。それにそれぞれが自宅研修するわけですが、一週間に九時間ぐらいは少なくともかかると思います。いわゆる予習、復習が。これはテレビを見るのとは別です。つまり通信教育のように家にいろんな資料送ってきますから、それ見たいろいろな勉強するわけです。

ですから、この間のアンケートでは、数字をもらいましたが、この前ちよつと私いつか質問したと思うんですが、特に奥さん方の勉強したいという希望が非常に多いということでした。その普通の家庭の奥さん方が毎週九時間から十時間ぐらいの予習、復習をして、しかもそのテレビを毎日四十五分は見なければいけないと、大体こういう計算になると思います。そして、一週間に一回はスクリーニングに出かける。そして、これ大体全部四・三時間ぐらいの補習授業といいますが、面て四・三時間ぐらいの補習授業といいますが、面接授業を受けると。こういうよう実態の中で果たして——さっきのアンケートで奥さんが非常に多いとか、あるいは別の資料を見ておきますと、そうじゃなくて、むしろ高卒以上のわりあい事務、技術職といいますが、大学を出ている人も含まれると思います。そういう方々が社会人になって、もっと勉強したいと、むしろそういう方々の方が多いんじゃないかという資料もちよつとあったわけなんですけれども、その辺が非常に私はデータとしても本当に信頼性がどの程度なのかということがちよつと不安になっているわけなんです。かなりのそういう時間を要して、しかも勉強して、しかもそれだけ講義をやつて——講義とい

うか、テレビを見て自分が勉強して、そして全部通過しやなくて、もう一回厳しい試験があるわけですね。その試験を通過していく者はさっきの話では大体一〇％ぐらいが落ちていくだろうという、これは非常に甘いデータだと思います。実際それは先ほど局長も言われましたが、ある大学ではという話を聞きましたが、まず四年間でまともに卒業するのは五〇％ぐらいじゃないでしょうか。日大の場合もそうじゃありませんでしょう。私は法学部ぐらいだったら大体五〇％は四年間で何とか出られると思いますが、それ以上は無理だというふうに考えるんです。ましてや、一般教養の英語、ドイツ語というのが入っているわけですね。こういうようなものをやっているわけだから、さっきの計算で多少間違いがあるかも知れませんが、ほぼ毎日勉強するようになつてくることになると思います。しかも、家庭の奥さんですからテレビは一台自分が独占します。独占してしかもそれはもう別部屋ですね。しかも一時間、まあ四十五分というのですが、そういうことが技術的に果たしてどうなのかと。

私は真つ正面から放送大学に反対しておるわけじゃありません。そういう意味じゃなくて、現実の問題としてこういうものがあるんだということを認識した上で効果的なやり方というものを考えていく必要があるんじゃないかなあ。その辺のところを実は僕は委員の方も、自民党の先生方も余り見てないんじゃないかなと。一遍実際に時間を組んでみて、ああなるほど月曜日、火曜日、こうなるんだと。これは自分で組んだらいいわけですから、そういうものでやっぱ一回審議をしていかないと困ると、恐らくその辺のところを人によつてさまざまではないか。だから、大学でそういうことをやっている人というのは非常に細かいことまでやっぱりつくと思ひます。そうじゃない人は通つたら何とかなるだろうという概念もあつていいと思ひます。そういう面が私はちょっと不安なものですから、その辺に対してのお答えをちょっとお願いしたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) 具体のこの放送大学に入つて卒業を目指すという形で履修するとすればというところで先生カリキュラムを具体的に組んでみたらこういうことになるというたたいま御指摘があつたわけでございます。私もどうしても、この放送大学が通常の大学の教室の授業にかわるものとして放送を視聴して行つてほしいと思ひます。具体の計算で申し上げると、放送視聴時間と単位との計算については、一科目について一回四十五分の番組を毎週二回、十五週にわたつて延べ三十回、時間にして二十二・五時間を視聴することによつて四単位を取得されるという構成になつておりますので、四年間で卒業するとした場合には毎学期放送の視聴によつて八ないし十単位の単位を取得が必要でございます。毎週四十五分番組を四ないし五回視聴するという必要がございます。四十五分番組を毎日すれば一回程度視聴するということが必要だというぐあいに理解をしておるわけでございます。

そこで、アンケート調査のこと、あるいは家庭婦人の場合にそこまで本間に時間とれるのかと、いろいろな観点からのお尋ねがあつたわけでございますが、たとえば家庭におきます婦人の場合で申しますと、大学の卒業資格ということよりも、あるいは科目履修と申しますか、特定の科目について視聴するというような志向が多いんじゃないかということも言えるわけでございます。したがつて、家庭の婦人方ももちろん大学の卒業資格をとるためにそういう百二十四単位の修得を目指してという方ももちろん中にはいらっしゃると思ひますけれども、必ずしもそういうばかりではなくて、特定の御本人の希望する科目について科目履修をするというような形で考えられるケースも多いんじゃないかと、かように考えます。

もちろん具体的な個々の受講生がみずから科目をどのように選んでどういう視聴をしていくかというところについては、まだ具体の点での御説明をしますところまで至つていないわけでございますけれども、お話しのように、個々のカリキュラムの構成その他に当たりまして、もちろん受講生が極力受講しやすいような形で、たとえば再放送の問題でございまして、放送時間その他についてもぜひ工夫もこらしていただくというようなことも考えているわけでございます。

ただ、たとえば脱落率のとり方等についても、とても一〇％どころではないだろうという御指摘も、これは先生御自身の御経験から見てもそういうような点が御指摘があつたのではないかと思ひますけれども、これらの点についても、私どもとしてはなるだけ従来の通信教育の場合よりもスクリーニングがなつて受けやすい形を用意するということも計算に入れて考えたものでございます。

いずれにいたしましても、この放送大学の具体の実施に当たりまして、御指摘のような個々のケースにも具体例を設定して十分検討しようという御指摘については、私どもも極力そういうことに対応いたしてまいりたいと、かように考えております。

○小西博行君 前のときもちょっとそういう話をしたんですが、そうでなくても最近の大学の質がずいぶん低下しているということが社会問題に私にはなつていふにふに考えます。昔の大学生というのは、何となくそれほど勉強しなかつたよいう感じがするんだけれども、どこか何か一つ違つた基礎的なといいますか、応用動作といひますか、そういうものが非常に私はしつかりしているんじゃないかなあ。この放送大学というのはいふ意味で全く新しいものだから、内容的にはそんなに新しいとは思ひませんけれども、ひとつテレビを使つてという意味では新しい教育です。私はこの単位の認定あたりが、あるいは講義内容といひますか、あるいは自分で学習していくといひますか、勉強するといひますか、あるいはスクリーニングといひますか、こういうものが全部総トータルになつて相当なボリュームにならなければ、幾らやっぱり程度が落ちた大学といつてもなかなか大学卒ということにはならないんじゃないかなあというのが実は実感なんです。

それともう一つは、やっぱり大学というのは、私は経験ではゼミだと思ひますね、卒業論文、ゼミ。ゼミというのは全くそれは、どの学校もそうだと思いますが、恐らく一週間のうちで一日は完全にゼミにとつてゐるんじゃないでしょうか、ゼミに。私どももそうでした。九十分一こま、これが四こま連続です。これはただゼミという時間だけでありまして、授業以外でも、昼休みでも、いつだってめんどろを見るときに体制があるから学生に対して一つ一つ指導ができるんじゃないかと思ひます。恐らく一般の卒業の学生に聞いてみたら、ゼミのときはずいぶんしほられたと、きょう大勢の方がいらつしやいます。恐らくそういう経験があると、そのゼミの先生に私はしこられて今日があるとかいう問題は、私はあるんじゃないかと、特に大学というのはいふ部分が大きいんじゃないかと思ひます。

そういう意味で、先ほど皆さん方の中にもそういう御意見がありましたけれども、こういう卒業論という一つのことだけじゃなくて、こういうゼミを何とか充実していくという、四年間でなくたつて構わないわけですからね、これは。ですから大学卒という一つの認定を与えるならそれだけちゃんとしたものに私はしていただきたいなあと。何となく単位を、ずつと試験を受けて、恐らく検査基準が甘くなつていくと思ひます。恐らく一〇％も上がれないというところになります。とてもだめだから何とかしてこれは少し点数下げてとかという問題が必ず出てくると思ひます。そういう意味で、その辺をあわせてさっきのゼミと卒業論の面について考え方があつたら教えていただきたいと思ひます。これは文部省の見解でも結構です。

ております。

なお、一般論になるわけでございますけれども、私どもとしては、この放送大学のテレビを使つて、この自体が決して新しいことではないといふ御指摘でございますが、私どもとしては、放送のテレビなりラジオというものを教育の中に組み入れていく、しかもそれを正規の大学教育の中に組み入れていくということが、これは従来なかつたわけでございます。そういう方法を使つてこの新しい放送大学を定足させるというのを考えておるわけでございます。もちろんいままでも御説明をしたわけでございますが、放送そのものは大学の教育課程として行われる放送でございますけれども、受けとめる視聴者の方は、先ほども御指摘がありましたように、広く国民一般が視聴する機会があるわけでございます。

したがって、一言で言へばレベルの高いものを国民にわかりやすくというように教育が行われることになるわけでございます。その点は放送教育開発センターで実験番組ということで、すでに組み組んで放送教育開発センターでも幾つか番組を出してございまして、一般の受けとめ方としては大変そういう意味で好評を得ていると私どもは理解をいたしております。そして、そういう意味では大学の講義そのものが国民に開かれた形で行われるということ、従来、大変悪い方で申し上げますと、たとえば十年一日のごとき大学ノートによる講義という形で行われていたものが、この放送大学ではそういうことはもちろん許されないのでございまして、そういう放送大学におきまして、そういう講義というものがやはりこれは一般大学における一般教育というものにも非常にいい意味で刺激を与えていくことになる。これは私どもとしては、大変遠慮なことではないかという御指摘もあるかもしれませんが、やはりこういう新しい大学をつくっていく、その新しい大学の刺激によりまして既存の大学のたとえば一般教育というような分野についても大変そういう意味でのいい刺

激があつて改善の道が図られていくような一つのきっかけになると、そういうことが日本の大学教育全体の改善なり工夫を図っていく一つのよすがになるのではないか、この放送大学の意味の中にはそういうような面も私どもとしては含まれるのではないかと、かように考えているところでございます。

○小西博行君 いや、局長さんのおっしゃるのはいくつかあるんですね。ですから、放送大学によって先ほどの生涯教育だとか学校へ行きたくてもいらない事情で行けない人、そういう方が勉強できるんだ、この利点はよくわかるんです。しかも私は何もいいことが一〇〇%でなければ何事もやっちゃいかぬといううなけちな考え方は持つておりません。そういう意味じゃなくて、むしろそういうマイナスの部分がたくさんあるのではないかなあ。その辺のところをむしろ文部省あたりの見解ということでも結構ですから、いろんなことをもつと分析されたらどうかというように実は私思つたわけなんです。本来これは政治家の一人一人がもつと具体的なうなものをつくつて、自分がやる放送大学はこうなんだということ、本当は示すべきが筋かも知れません。しかし、現実はやつぱり文部省という専門の機関が一つあるわけでありまして、その辺でもつと具体的に練つた資料をいただかないと、私は当初申し上げましたように、非常に質問にくいというのはその辺なんです。非常に細かい単位や何かのことを言いますと、これは文部省がやることではないと、今度放送大学というのできて初めてそこで検討されているような内容についてやつていくんだと、これは当然そうだと思うんです。そういう分野が常に繰り返していきものですから、幾ら審議しても最終的に何かはつきりした答えが得られない、これがいまの実態じゃないでしょうか。衆議院で六十何時間もやつてこられたわけですから、何も私どもが一つ一つ言わなくて全部わかつている問題だと思つていただくと、どうもその辺が煮詰め切つていないというのは、私は、この大学の先生

ばかりで集まつて基本計画というものができたわけですね。ですから、早い話がこの基本計画についてひとつ検討してくれというんだつたら非常にわかりやすいと思うんです。これは文部省がつくつたわけじゃなくて、各先生方が集まつて四年も五年もかかつたんでしょ。そのぐらゐの歳月をかけてつくつた貴重な資料だと私は思つてます。ですから、この問題に対してはどうかこれはどうするかというように一つ一つ押さえていったら、ある程度私は各政党によつても一つの案ができるんじゃないかなあ。みんなだから、それぞれの違った観点で話していく結果になりますのでね。何かそういう審議のやり方を、文部省がこうやって提案していただいた法案について考えてもらえぬだろうかというのが私の本当の気持ちなんですけれども、その辺に対して大臣どの様にお考えでしょうか。

○國務大臣(田中龍夫君) 大変にまじめに取り組んでいただいて、しかも御自身がカリキュラムをつくつて時間まで計算していただいて、それに對しましては本当にありがたいと思つて、いまお話が出ましたように、実際そんな簡単なやないと、実際本当に単位を取らうと思つたら相当ハードな勉強量になるんじゃないかといううな感じもいたすんです。

ただ、いま一般教育、生涯教育といううな面でも、あるいは家庭の奥さんが、あるいはまた学校を出た方々が、年配の方々が教養としてテレビなりラジオから聞きになつたり何かする、これは結構なものだと思つていただいても、やはりその辺が、いろいろとお話したように、センターの方でも私はずっとこのところ十年ぐらゐ分析も検討もしておると思つていただいても、また大変貴重な御意見でありましてございまして。

○小西博行君 実は細かく一点一点やつていこうと思つておつたんですけれども、やつぱり基本的な問題がある程度あれしないと、いや、それは放送大学法案が通過してからですというのはいさう言われぬ最初からわかつておりますからこれはもうや

つてもしょうがないなあと思つてます。そういう意味でこの法案だけを実際に見てみますと、これは確かに先ほどどなたがおっしゃいましたように、この組織の問題とか教授会の機能とかいふような問題が実際はあると思つてます。その辺のところは、私は法案の段階でつまりこれを検討するというところであれば、私はそれぞれの御意見を聞きながら修正していただいても結構だといふふうに実際は思つてます。私も幾つかこれは問題点持つております。しかし、実際これが通過して、先ほど申し上げたような一つのカリキュラムをとつて一つ一つ見ると確かに問題があると。それから今度は例のスクーリングですね、スクーリングを實際やるといふことも、これは他の大学から先生をお願いしてやると、私は広島だからたとえば広島大学があると思つて、これは夏季講座なんかでちよつと實際やられたらどうでございますけれども、その場合に、果たしてその先生の陣営というものがもう文句なしに、これは文部省が指示したらすぐ飛んでいくと思つていただいても、私ども私立大学の方にはなかなか来ていただけません。現実には、時間制約がございまして、一週間に一日ぐらゐはということでございます。そういう意味でどうなんですか。果たしてそういううな大ぜいの人数が面接指導をびつちりできるだけの――これは東京の場合は私まだもつと簡単だと思つて、大学も非常にたくさんありますから。特に田舎へ行けば行くほどそういうことがむずかしいんだけれども、現実には教としては同じぐらゐ要るんじゃないかなあ、まあ科目によりましてはね、科目は同じですから。その辺の対応といううなんでしょうか、打診というのはいまの段階で局長をやるべきじゃないでしょうか。ちよつとお尋ねしたいんですが。

○政府委員(宮地實一君) 先ほども御答弁申し上げたわけでございますが、私ども、この放送大学学園法案御提案を申し上げておりますものについて、もちろん国立大学協会の関係者の方々にも十分中身も御説明をいたしておるわけでございます

す。文部省といたしましては、国立学校そのものが直接かわりが深いわけでございますので、国立大学協会の関係者にこれらについて御協力をいただくことについて十分法案の内容も御説明をして御協力をいただく方向で、そういう意味での準備と申しますか、そういう事柄はいたしております。

それで、具体の計画になりますと、ただいま、たとえば学習センターの位置が決まりました、それでその学習センターではどの大学から協力していただく先生をお願いするかという具体的な具体のところになりますと、実際に放送いたします科目の担当の方が決まり、その先生方と、それから協力いただく先生方としてはどういう方々が考えられるかという具体の問題にならないと、その点は、それ以上とすることは、ただいまの準備状況からは進み得ないというのが現状でございます。

一般論としては、もちろん私も国立大学協会を通じて国立大学全体にそういう協力を呼びかけをするのは当然でございますし、第一期の計画は関東地域ということでございますので、そういう点では、御指摘のような地方の場合よりもまた協力を得る教員の方々としては比較的得やすいというふうな点もあるかと思ひます。それをさらに全国に広げていく場合には、またそれで大いに検討しなければならぬ具体の問題が御指摘のように出てくることではないかと、かように考えております。

いずれにいたしましても、やはり具体の実際の授業の進め方という点で申しますと、やはりテレビならテレビで流される具体の教科書を担当する教員の方々が、それではこの地域の学習センターではどういう方に協力をお願いしたいかというふうな具体の判断をしまして、それで両者の打ち合わせというふうなことも具体的にやったり必要になってくることとございます。これは当然のこととでございます。そういうことは一つずつ個々に積み上げをしていかなければならぬ事柄でございます。まして、そういう意味で、まず専任の教員のスタ

ッフが確保され、さらに学習センターの教員スタッフとしてはどういう構成を考えていくか、協力をいただく方々としてはどういう組み合わせが望ましいか、そういうことも当然に——そういうことの前提なしに協力をお願いすると申しても、それは放送そのものと学習センターでの指導ということと全くばらばらの事柄で行われるということとは、これは考えられないわけでございます。それらの点を具体的に進めていきますに当たりましては、やはり個々の具体の教員が固まって、それからの作業になるということは先ほど来るの申し上げている点でございます。

○小西博行君 実際の学習センターでいرونな講義を、まあ面接指導というんですからいろいろ話すると思うんですが、恐らくこの放送大学というものはそんなにエリートとはいえないで、非常に高度な教育を中心にした大学ではないんですね。私はそこら辺が単位の認定の仕方によつてずいぶん変わってくるんじゃないかと思うんです。そうしますと、先ほどの目的がやや外れてくると思うんです。余り厳しくすると、入るときは皆さん抽せんではいれる。それで単位を認定するときには非常に厳しくやる。これは将来にとつて非常にいい面も出てくると思うんです。少人数だと優秀な人材が残っていくということでしょうから。ところが、私は逆にひとつ一般の方々に広く勉強してもらいたいという意味では、ややその検査基準を落として皆さんを通過させていく、その辺の一つの選択の仕方といえますか、一つの方針というものがこの大学の性格をはっきり決めていくんじゃないかなあと。それによつて、今度はさらに、ああ放送大学出ればりっぱだということでは一般産業からさらに再就職その他で価値が高まってくるんじゃないかなあと、そういう感じがするんです。同時に、応援に行っている先生方も、非常に高度な大学だということになればもうプライドを持ってやられる。ところが、程度が非常に低い場合にはもうできるだけ勘弁してちょうだいというところにあるいはないかなあと。ば

くは、その辺のところは非常に何か漠然として、一つの基準をいましてくださいというのにもむずかしいと思うんですけども、その辺のところもあわせて考えておかないと余りいい結果を生まないんではないかなあ。だから、人数をたくさんとろうと思つたら非常に程度の低いと言つたら悪いんですけれども、検査基準をやや甘くする、で、修了というやつですね、卒業というんじやなくて修了という感じのそういうものにしていく、あるいはもうこれは短期大学ということにして、いわゆる一般教養というふうなことで考えられないのか。まあ私はいろいろなことを考えるんですが、むしろその辺のところを文部省の方でいろいろ検討していただいたらどうかああとという感じがするんです。これは何もこの放送大学法案を全部文部省がやるということじゃございませんから、その通過した後はいろいろ検討されるんではないかと、もう少しその辺を慎重に対処していただいたらなあというのを私自身は感じますけれども、その辺のところをひとつよろしくお願いしたいと思ひます。これは答えていただかなくても結構でございます。

もうあと少ししか時間がございませんが、最後にお願ひしたいんですけども、個々の問題を一つ一つ審議していくわけなんですけれども、どうも私から見るとその反応が非常に弱い。まあ反応しちやいけないうこととかもわかりませんけれども、実際の審議になかなかはいれないんじゃないかという感じがするんですね。ここへ挙げていく科目自体でも、これは実際に放送大学法案が通過したらそのまま使ふんじやありませんね。一応構想としてこういうふうなやつになるんだというのとなんです。だから、この内容一つ一つにわたつて質問してもこれは意味がないと思うんですけど、先ほど最初に申し上げた、まあこの中から何か選んでいただいても結構です。それから、何か一つ、一年生から四年生まで一学期、二学期、三学期とどういう単位をとつて、どこで演習が入るのか、この演習のところも実ははっきりしてないん

です。どの科目をやつたら、それに演習が何時間というのがないんでしよう——これもちよつとお尋ねししょうか。

○政府委員(宮地眞一君) どの科目を演習科目にするかということは、やはり大学自身がお決めることだと思ひます。

なお、若干先ほどのお尋ねの点で、確かに大学の性格づけに大変かわつたところがございます。入るのはやさしく、なかなか卒業するのは——適正な判定をした認定をして単位を与えるということが基本であらうかと思ひますが、具体例で、多少具体的なイメージがわくという意味で御参考までに申し上げます。たとえば放送教育開発センターで現在実験番組をすでに何度か具体的に流しておるわけでございます。その具体的なお願いしております担当講師の方々とございまして、か、そういう面でも申し上げますと、たとえば「日本語の世界」というようなことで学習院大学の野教授にお願いしてございまして、これは開発センターの人間観」ということで、これは開発センターの所長でございますが、藤田健治先生にお願いしております。また、たまたま実験番組でございますけれども、もちろん放送教育開発センターの方で大変慎重に人選をしていただいております。それで、それでございまして、御協力いただいている方々は、放送という分野では私は大変レベルの高い方々が、放送という手段を通じて非常にわかりやすく講義をするということが基本的なねらいになつていまして、そういう意味では、放送大学において、もちろん専任の教員の方々もございまして、けれども、広く客員教授というふうな形で、国公私立大学のそれぞれの方々に御協力をいただくというふうな形でこの大学は運営をされていくことになるわけでございます。それぞれの分野で大変水準の高い教員スタッフの方々が講師になつていただき、それをわかりやすく放送で流すという形になっては放送大学の教育というのに対して大変期待

をいたしておると、教育の水準の点で申し上げればまあそういうようなところを私どもとしてもねらっているというところは言えるわけでございませう。

それから、お尋ねのカリキュラムの点について具体例をというお話でございまして、これは事務的に、たとえば受講生の一人としてどういとうり方をすることが可能かというような事柄などについては、なおよく研究させていただきたいと、かように考えます。

○小西博行君 A、B、Cでも構いませんから。

○政府委員(宮地貫一君) はい。

○小西博行君 最後に、文部大臣にお願いしたいんですが、いろんな教育の問題というのは、当然この文教委員会というやられるわけですね。で、文部省の方の姿勢を見ておきますと、この放送大学法案については非常に熱心でしてね、詳しい方もたくさんいらっしゃいます。同時に、日常の教育全体の中にもいろいろ問題点があるわけでありまして、何か、これはこういう手を打ったから非常によくなったというものをぜひつくっていただきたいなあ。私はまあその辺のところを、この間も言いましたように、指導、援助という範囲でも結構ですから、一つの研究成果として出したいなと。ちよつと私はお粗末な部分があり過ぎるんではないかなあという感じが実はするんですけど、その辺をあわせてお願いいたします。質問を終わりたいと思います。

○委員長(降矢敬義君) 本案に対する審査は本日はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

四月十日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等等は正に關する請願(第一九六九号)(第一九八八号)
- 一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九九号)(第二〇〇号)(第二〇二〇号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等等は正に關する請願(第二〇五七号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第二〇五八号)(第二一五五号)(第二二一六号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等等は正に關する請願(第二二一七号)(第二二七七号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第二二七八号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等等は正に關する請願(第二二五三号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第二二五四号)(第二二八二号)(第二二八三号)

第一九六九号 昭和五十六年三月二十七日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等は正に關する請願(四通)

請願者 名古屋市中区金山四ノ三ノ七 山崎わか子外九百九十九名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一九九八号 昭和五十六年三月二十七日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等は正に關する請願(四通)

請願者 福岡県山崎市細野口九ノ一四 下牧豊子外八百三十名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一九九九号 昭和五十六年三月二十七日受理
学級編制基準改善等に関する請願(四通)

請願者 静岡県富士宮市万野原新田三、七 六三ノ二 佐藤篤史外四千四百九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二〇〇〇号 昭和五十六年三月二十七日受理
学級編制基準改善等に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中区金山四ノ三ノ七 山崎わか子外九百九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二〇二〇号 昭和五十六年三月二十八日受理
学級編制基準改善等に関する請願(四通)

請願者 三重県亀山市住山町六六〇 加藤明美外二千九百九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二〇五七号 昭和五十六年三月三十日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等は正に關する請願(四通)

請願者 横浜市金沢区金利谷町一、二五九ノ一 香月澄子外九百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第二〇五八号 昭和五十六年三月三十日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 福岡県江津市磯部町 玉邑政枝外二千四百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二二五号 昭和五十六年三月三十日受理
学級編制基準改善等に関する請願(二通)

請願者 三重県桑名市新町六八 井上幸子外三千九百九十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二一七号 昭和五十六年三月三十日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等は正に關する請願(二通)

請願者 三重県鈴鹿市長沢町一、二〇九 松井優子外九百九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第二二七七号 昭和五十六年三月三十一日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等は正に關する請願(二通)

請願者 愛知県一宮市大赤見二、八九一ノ一 鹿野悦代外一万九百九十九名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第二二七八号 昭和五十六年三月三十一日受理
学級編制基準改善等に関する請願(二通)

請願者 静岡県駿東郡小山町岡沢八二五ノ一 杉山晴美外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二五三号 昭和五十六年三月三十一日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等は正に關する請願(三通)

請願者 新潟県三島郡本板町本板三 石黒勝夫外五百七十名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第二二五四号 昭和五十六年三月三十一日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 名古屋市中区東矢場町一ノ七 稲田成子外四百九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二八二号 昭和五十六年四月一日受理

学級編成基準改善等に関する請願(三通)

請願者 新潟県十日町市谷内五教員住宅

内 中山亮子外千四百九十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二八三号 昭和五十六年四月一日受理

学級編成基準改善等に関する請願(二通)

請願者 静岡県賀茂郡南伊豆町加納一六二

ノ一 佐藤しのぶ外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

四月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案(衆)

私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案

私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律

(私立学校法の一部改正)

第一条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「又は学科」を「若しくは学科又は大学院」に改める。

(国立学校設置法の一部改正)

第二条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項を附則第十三項とし、附則第五項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 国立大学(国立短期大学を含む。以下同

じ)の設置、国立大学の学部若しくは学科又は大学院の設置及び国立大学の収容定員の増加については、昭和六十年三月三十一日まで

の間は、文部大臣が大学設置審議会の意見を

聴いて特に必要があると認める場合を除き、これを行わないものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和五十六年四月二十八日印刷

昭和五十六年四月三十日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K